

南九州市 合併新市基本計画



平成 19 年 2 月
南薩三町合併協議会

第1章 序論	1
1 市町村合併を巡る最近の動向	1
2 合併の必要性	2
3 計画策定の方針	3
第2章 新市の概況	4
1 位置・面積	4
2 人口構造	6
3 産業構造	9
4 新市の特性と課題	12
第3章 主要指標の見通し	15
1 人口・世帯数	15
第4章 新市まちづくりの基本方針	17
1 新市の基本理念	17
2 新市の将来像	18
3 まちづくりの基本方針	21
4 土地利用方針	27
5 ソーン別振興方向	28
第5章 新市の施策	33
1 多様な雇用機会を創出する活気ある産業づくり【産業経済】	33
2 人と物の交流を促進する社会基盤づくり【社会基盤】	39
3 安全でうるおいのある生活環境づくり【生活環境】	41
4 いきいきと健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり【保健・医療・福祉】	46
5 心の豊かさと創造力を育む教育・文化のまちづくり【教育・文化】	51
6 協働による住民主役の個性的なまちづくり【コミュニティ・行財政】	56
第6章 新市における県事業の推進	60
1 鹿児島県の役割	60
2 新市における県事業	60
第7章 公共施設の適正配置と整備	62
1 基本的な考え方	62
2 庁舎整備	62
第8章 財政計画	63
1 歳入	63
2 歳出	65

1 市町村合併を巡る最近の動向

近年の市町村を取り巻く情勢は、地方分権の推進、少子・高齢化の進展、広域的な行政需要、国・地方を通じた厳しい財政状況など大きく変化しています。これらに的確に対応し、住民生活に密着した行政サービスの提供を行っていくためには、基礎自治体である市町村の行財政基盤を強化する必要があり、そのための手段として、国はいわゆる「地方分権一括法」の施行や「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和 40 年法律第 6 号。以下「旧合併特例法」という。）の一部改正を繰り返しながら、市町村合併支援プランを策定し、市町村合併を推し進めてきました。

このような時代の流れの中で、地方分権一括法が施行される前の平成 11 年 3 月 31 日に 3,232 であった市町村数は、旧合併特例法の期限（経過措置含む。）であった平成 18 年 3 月 31 日には、1,821 となりました。さらに、「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成 16 年法律第 59 号。）による合併を含めると平成 18 年 10 月 1 日時点では 1,817 となりました。本県でも、96 あった市町村は、平成 16 年 10 月の薩摩川内市を皮切りに 18 の新市・町が誕生し、49 市町村となりました。

顚娃町、知覧町及び川辺町（以下「3 町」という。）においても、それぞれの枠組みのもと、旧合併特例法下での合併を目指しましたが、それぞれの理由により脱退・解散に至りました。その後、それぞれ単独での自治体運営を行っていましたが、平成 17 年 2 月に「顚娃町・知覧町・川辺町行財政改革検討会」を立ち上げ、互いに連携し行財政改革に取り組む中で、平成 17 年 12 月にはさらなる行財政改革の一環として 3 町による合併協議に取り組むこととし、「南薩三町任意合併協議会」を設立、住民説明会を経て、平成 18 年 8 月には「南薩三町合併協議会」を設立しました。

2 合併の必要性

(1) 地方分権の推進

平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行により、市町村は、自己決定と自己責任による行政システムを構築し、地域の特性を活かした個性あるまちづくりを展開することが求められています。また、三位一体の改革による税源移譲や国・県からの権限移譲が進むなど、地方分権は、いよいよその実行段階を迎えています。

地方分権の時代は、地域間競争の激しい時代であり、住民の期待に応えられる高度なサービスを提供するためには、専門的な人材の確保や市町村が自らの力で政策立案することのできる規模と能力を備えなければなりません。

そのためには、合併することにより財政基盤の確立や行政組織の強化など地方分権の推進に対応できる受け皿づくりを進めるとともに、地域間競争に打ち勝つために地域の特性を十分に活かした主体的で魅力あるまちづくりを住民と行政が一体となって進めていくことが重要となります。

(2) 少子・高齢化の進展

少子高齢化社会の到来により、日本の社会構造は大きく変化しつつあります。2005 年から日本の人口は、減少局面に入り、2030 年には 2005 年に比べ総人口が約 8%減少し、15～64 歳までの生産年齢人口は 18%減少することが予想されています。少子高齢化の進展は、特に過疎地域で深刻な課題となっており、新市においても、全国・県を上回る高齢化率（33.0%）となっています。

少子高齢化のさらなる進展により、市町村は一層厳しい行財政運営を強いられ、基礎的な行政サービスの提供に支障をきたすほか、住民自治組織の維持が困難になることが考えられます。

住民の暮らしを守るためにも、合併により行財政基盤の充実・強化を図り、様々な少子・高齢化対策を講じなければなりません。

(3) 広域的な行政需要の増大

近年の道路交通網の整備や交通手段・情報手段の発達により、住民の生活行動や経済活動は、既存の行政区域の枠組みを越えて拡大し、日常的な交流がますます活発化しています。3 町においても、通勤・通学や買い物、医療など生活全般について結びつきがあり、それに伴い住民ニーズも多様化・高度化してきました。

これらの新たな行政需要に対応するため、社会基盤、生活環境、福祉、教育、産業などの各分野において、広域的見地からの一体的な施策展開と行政サービスの充実を図っていく必要があります。

(4) 行政改革の推進

国・地方を通じて厳しい財政状況にある中、国・地方とも、より一層簡素で効率的な行財政運営が求められており、今や行財政改革の推進は必要不可欠となっています。特に、国からの地方交付税に依存するほとんどの市町村では、人口と面積を基準に算出する新型交付税の導入が検討されるなど、将来の行財政運営に大きな不安を抱えています。

こうした状況の中で、究極の行財政改革ともいえる市町村合併を実現することにより、人件費の削減や組織機構などをスリム化し、行財政基盤の強化に努める必要があります。

3 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、3 町の合併に際し、新市の円滑な運営の確保と新市全体の均衡ある発展を図ることを目的とし、本計画を実現することにより、3 町の一体性の確保及び住民の福祉の向上を図ろうとするものです。

なお、より詳細かつ具体的な計画については、新市誕生後、この合併新市基本計画を尊重して策定する総合振興計画（基本構想・基本計画・実施計画など）に委ねることとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針及びこれを実現するための基本計画、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画における基本計画、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、合併後、おおむね 10 年間にについて定めるものとします。

(4) 計画の内容

- ① 新市の基本方針を定めるにあたっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。
- ② 基本方針を実現するための基本計画は、各地域の課題を把握し、その特性を活かしながら、ハード、ソフトの両面にわたり効果的な事業の展開を図っていくものとします。
- ③ 公共的施設の施設整備については、3 町の住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとします。
- ④ 財政計画については、地方交付税、国・県の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。
- ⑤ 本計画の検討に際しては、住民意向を十分に踏まえるとともに、合併の効果の最大活用及び合併に伴う懸念事項への適切な対応に十分留意して策定するものとします。
- ⑥ 3 町で策定されている基本構想（総合振興計画など）は、今日までの 3 町のまちづくりの方向性を示すものであるため、合併後に向けても特色ある地域づくりや事業の継続性などを考慮し、本計画は、その整合性を確保するものとします。

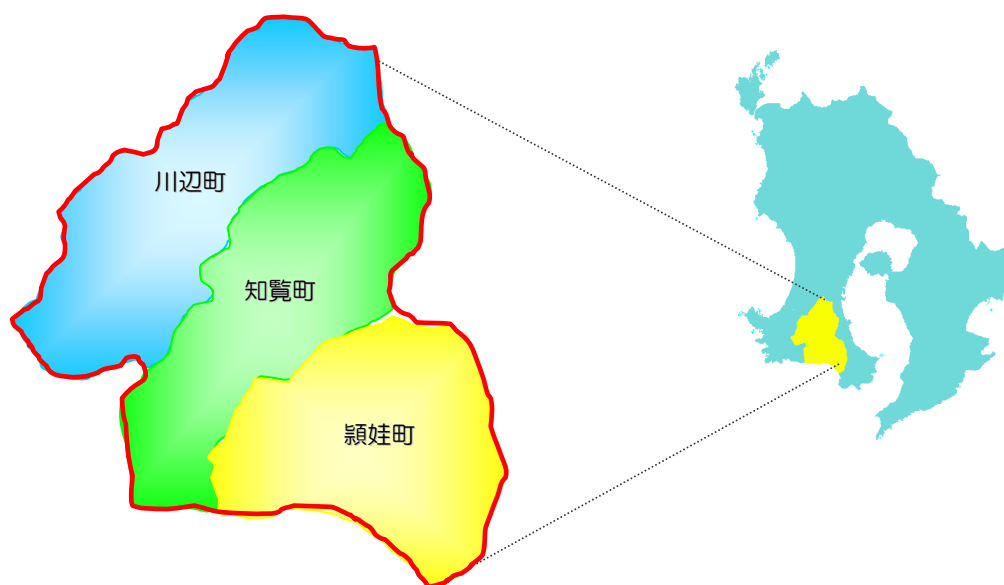
第2章 新市の概況

1 位置・面積

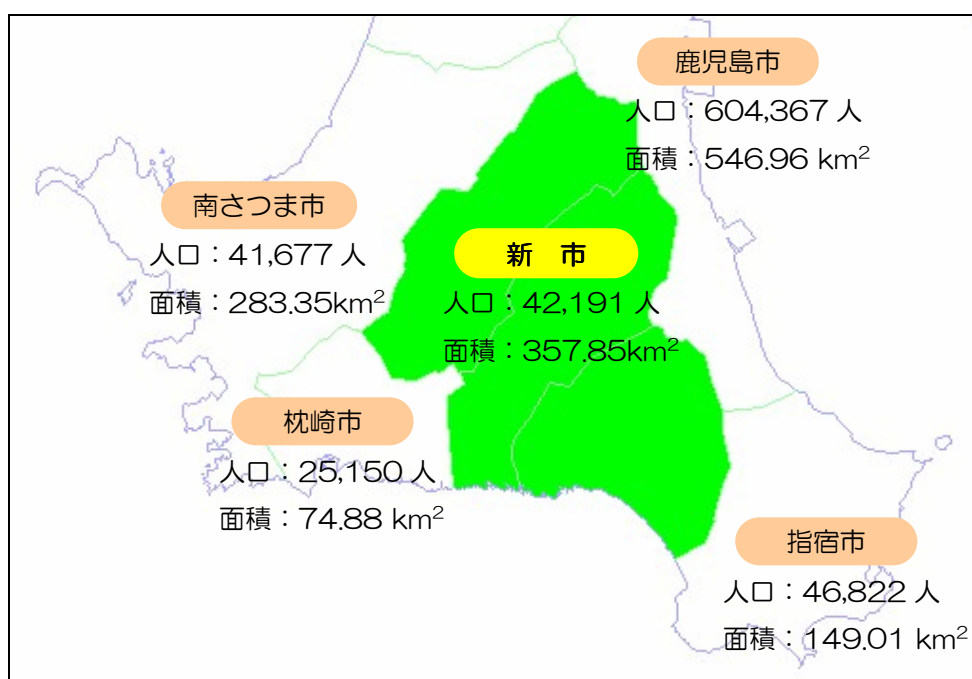
(1) 位置

新市は、薩摩半島の南部に位置し、県都鹿児島市の南西約40～50kmのところにあります。また、南は広大な東シナ海を臨み、東は指宿市、西は枕崎市・南さつま市に接しており、南薩地域の地理的中心に位置しています。

■ 新市の位置図 ■



■ 南薩地域の市の人口・面積 ■

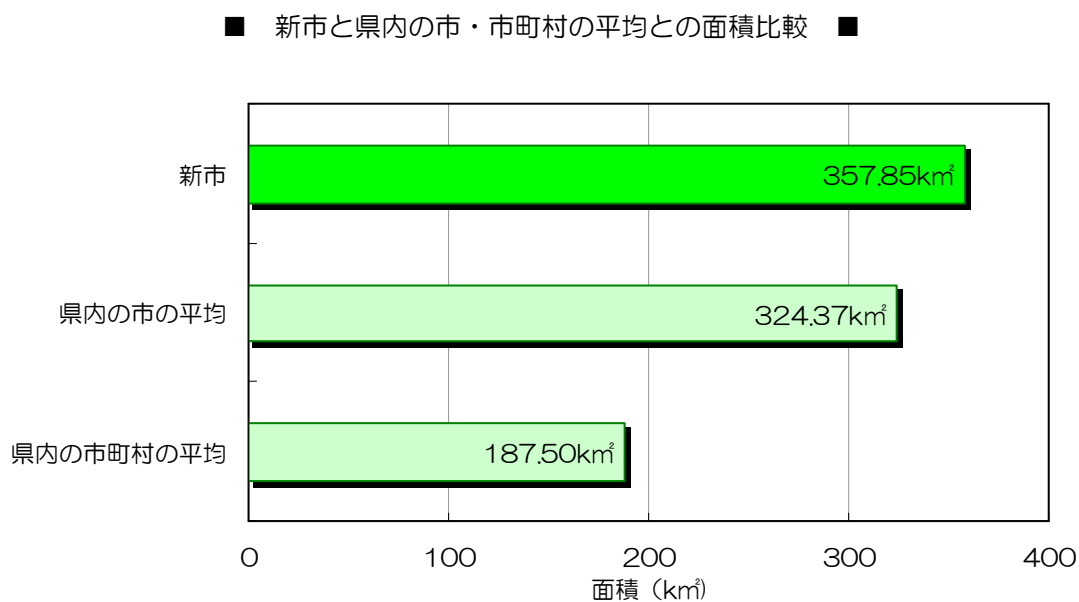


資料：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（H18.4.1 現在速報値）

注）知覧町・川辺町域は、平成 17 年度版全国市町村要覧（総務省自治行政局発行）に記載されている便宜上の概算数値。

(2) 面積

新市の面積は、 357.85km^2 であり、県の約 4.0%を占めています。県内の市町村と比較すると、県内の市の平均の 1.1 倍、県内の市町村の平均の 1.9 倍の大きさになります。



額 娃 町	110.31 km ²
知 覧 町	120.19 km ²
川 辺 町	127.35 km ²
新 市	357.85 km ²

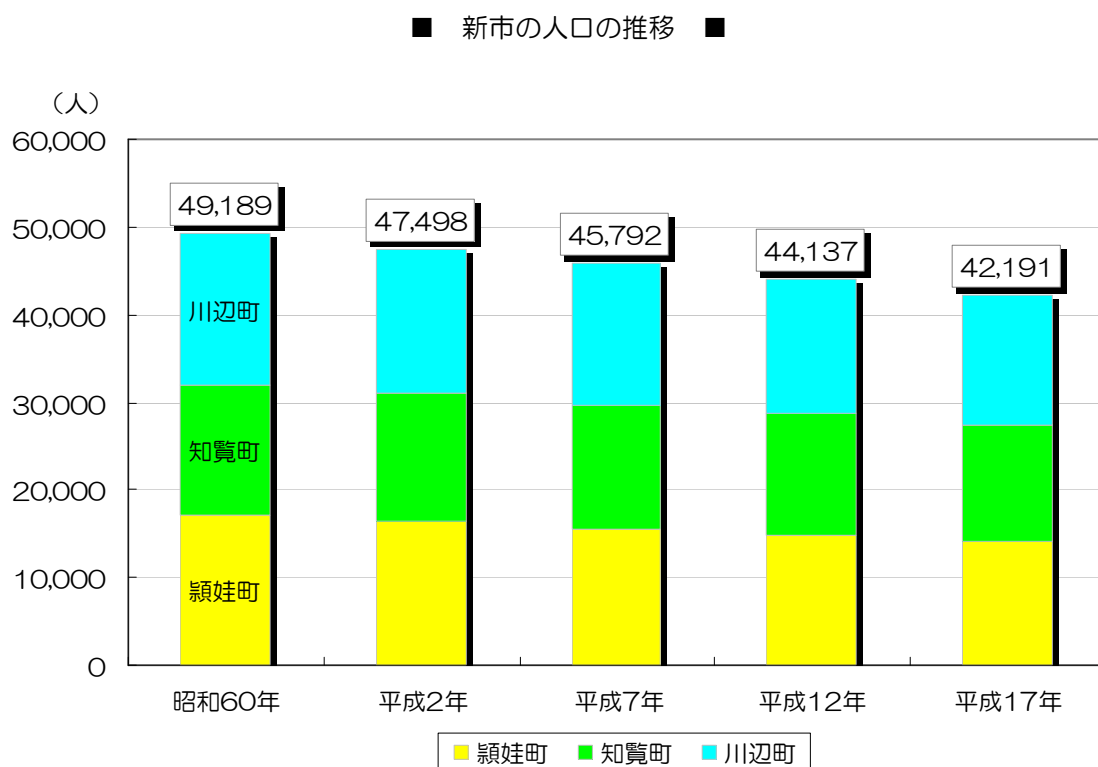
資料：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（H18.4.1 現在速報値）

注）知覧町・川辺町域は、平成 17 年度版全国市町村要覧（総務省自治行政局発行）に記載されている便宜上の概算数値。

2 人口構造

(1) 人口

新市の人口は、平成 17 年国勢調査によると 42,191 人であり、県の総人口の 2.4%を占めています。また、平成 12 年国勢調査時の 44,137 人に比べて 1,946 人（4.4%）減少しており、減少率は県の 1.8%を上回っています。



(人)

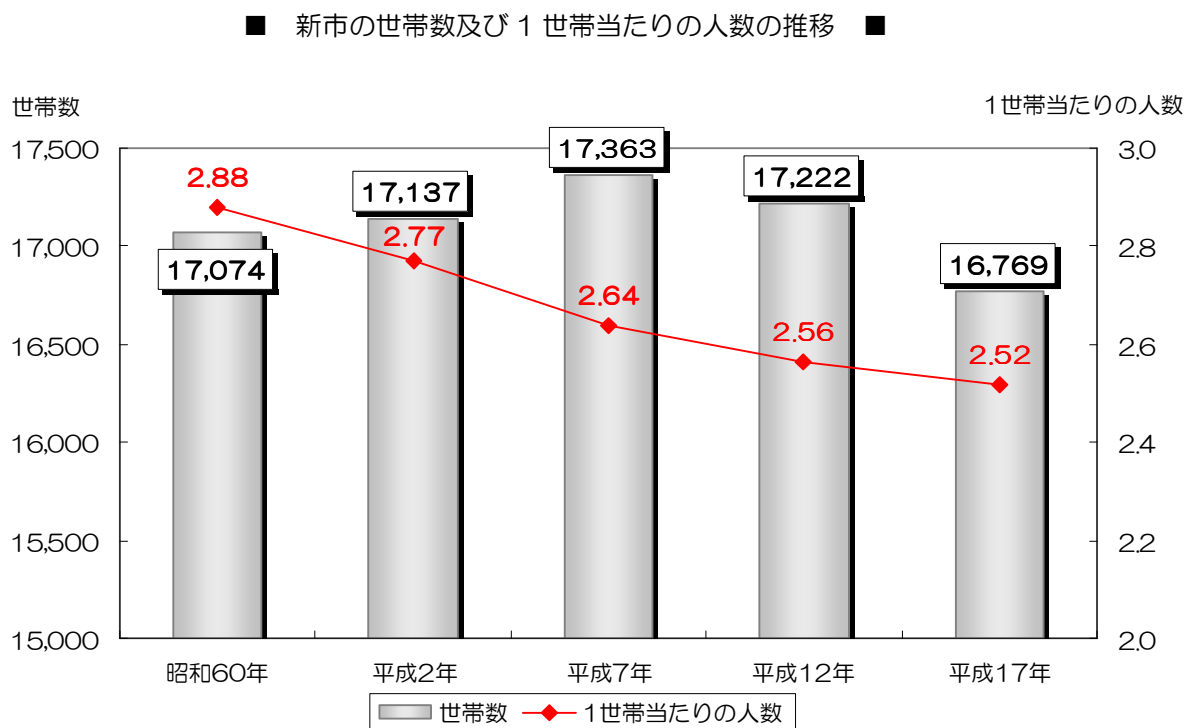
	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	対 S60 年 減少率
額 娃 町	17,138	16,407	15,575	14,795	14,126	17.6%
知 覧 町	14,721	14,599	14,136	13,886	13,256	10.0%
川 辺 町	17,330	16,492	16,081	15,456	14,809	14.5%
新 市	49,189	47,498	45,792	44,137	42,191	14.2%

資料：国勢調査

(2) 世帯数

新市の世帯数は、平成 17 年国勢調査によると 16,769 世帯であり、平成 12 年国勢調査時の 17,222 世帯に比べて 453 世帯（2.6%）減少しています。

1 世帯当たりの人数をみると、平成 17 年国勢調査で 2.52 人であり、平成 12 年国勢調査時の 2.56 人から微減となっています。これは、核家族化により人口が減少しても世帯数は増加する市町村が多い中で、世帯数も減少傾向に転じていることは、人口減少が極めて深刻になりつつある状況を示しています。

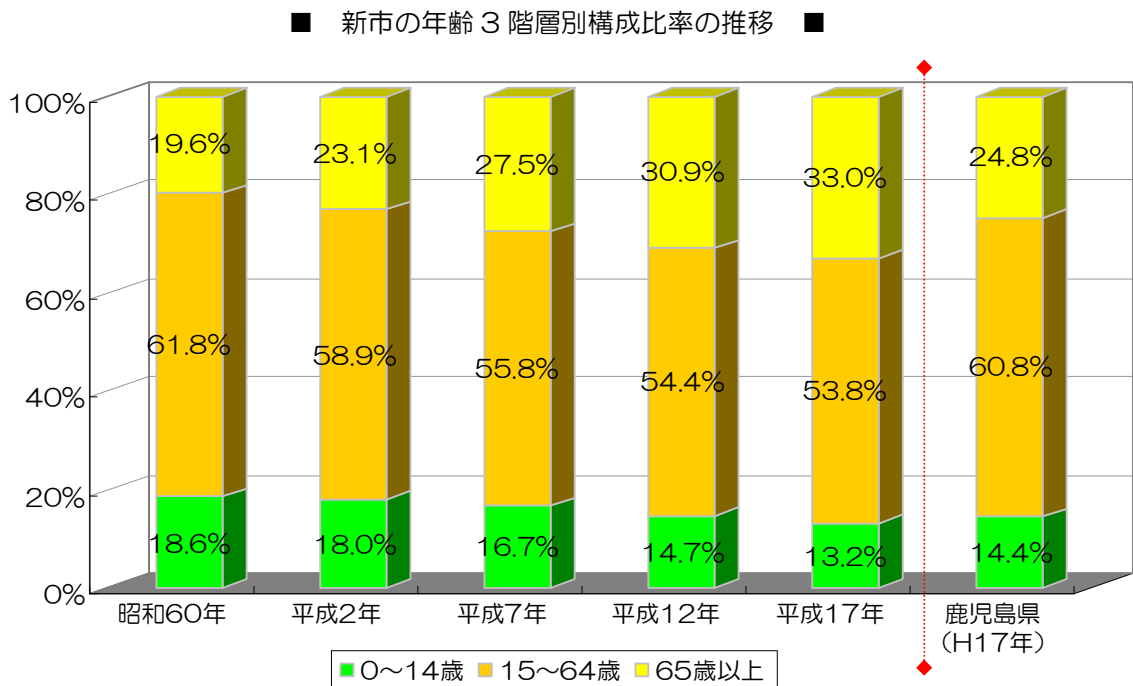
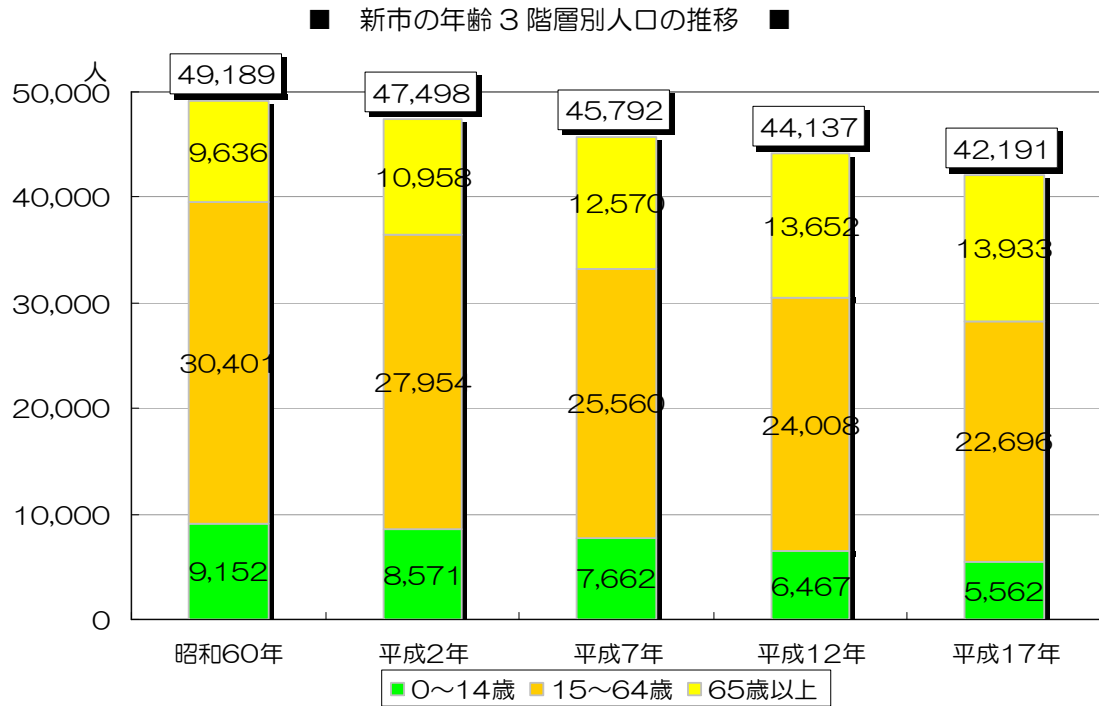


資料：国勢調査

(3) 年齢別人口

新市の年齢 3 階層別構成比率は、平成 17 年国勢調査によると、年少人口（0～14 歳）が 13.2%（5,562 人）、生産年齢人口（15～64 歳）が 53.8%（22,696 人）、老年人口（65 歳以上）が 33.0%（13,933 人）となっており、県の高齢化率（24.8%）を大きく上回っています。

昭和 60 年からの推移をみると、年少人口の減少と老年人口の増加により、少子・高齢化の進展が顕著に表れています。



資料：国勢調査

注）総数には年齢不詳含む。

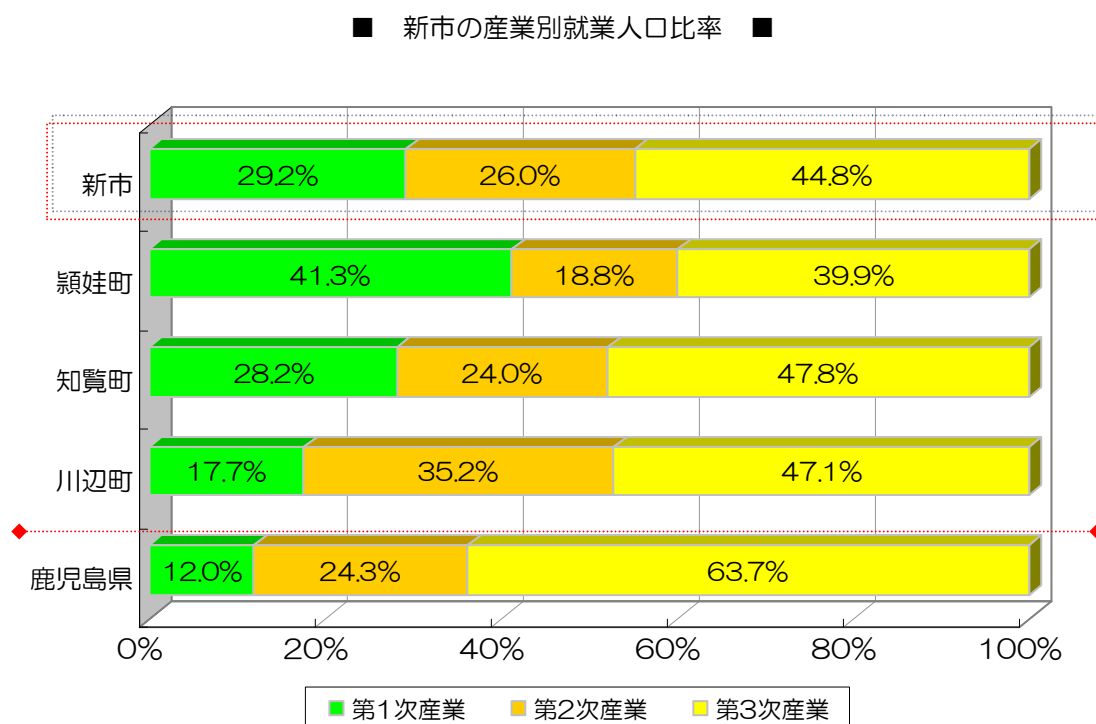
3 産業構造

(1) 就業人口

新市の産業別就業人口比率は、第 1 次産業が 29.2% (6,137 人)、第 2 次産業が 26.0% (5,465 人)、第 3 次産業が 44.8% (9,406 人) となっています。

県と比較すると、第 1 次産業が 2.4 倍高く、第 2 次産業はほぼ同等で、第 3 次産業の比率は低くなっています。

また、これまでの産業別就業人口の推移をみると、新市の基幹産業である第 1 次産業が大きく減少し、第 2 次産業が減少、第 3 次産業が増加の傾向にあります。



資料：平成 12 年国勢調査

■ 新市の産業別就業人口の推移 ■

(人)

	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		就業者総数
昭和 60 年	10,988	43.0%	6,094	23.9%	8,454	33.1%	25,536
平成 2 年	8,785	37.0%	6,138	25.9%	8,819	37.1%	23,742
平成 7 年	7,209	32.2%	6,126	27.3%	9,060	40.5%	22,395
平成 12 年	6,137	29.2%	5,465	26.0%	9,406	44.8%	21,008

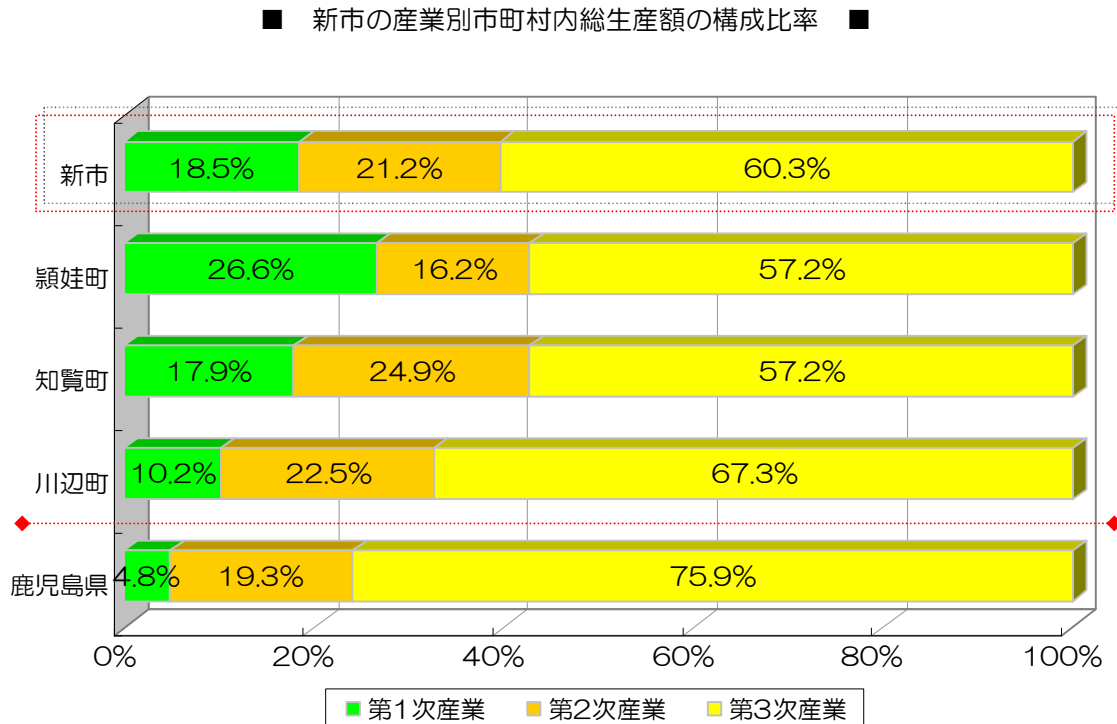
資料：国勢調査

注) 総数は分類不能を除く。

(2) 市町村内総生産

新市の産業別市町村内総生産額の構成比率は、第1次産業が18.5%（235億円）、第2次産業が21.2%（269億円）、第3次産業が60.3%（765億円）となっています。

県と比較すると、第1次産業が3.9倍高く、第2次産業はほぼ同等で、第3次産業は低くなっています。



資料：平成15年度市町村所得推計報告書

■ 新市の産業別市町村内総生産額 ■

(単位：百万円)

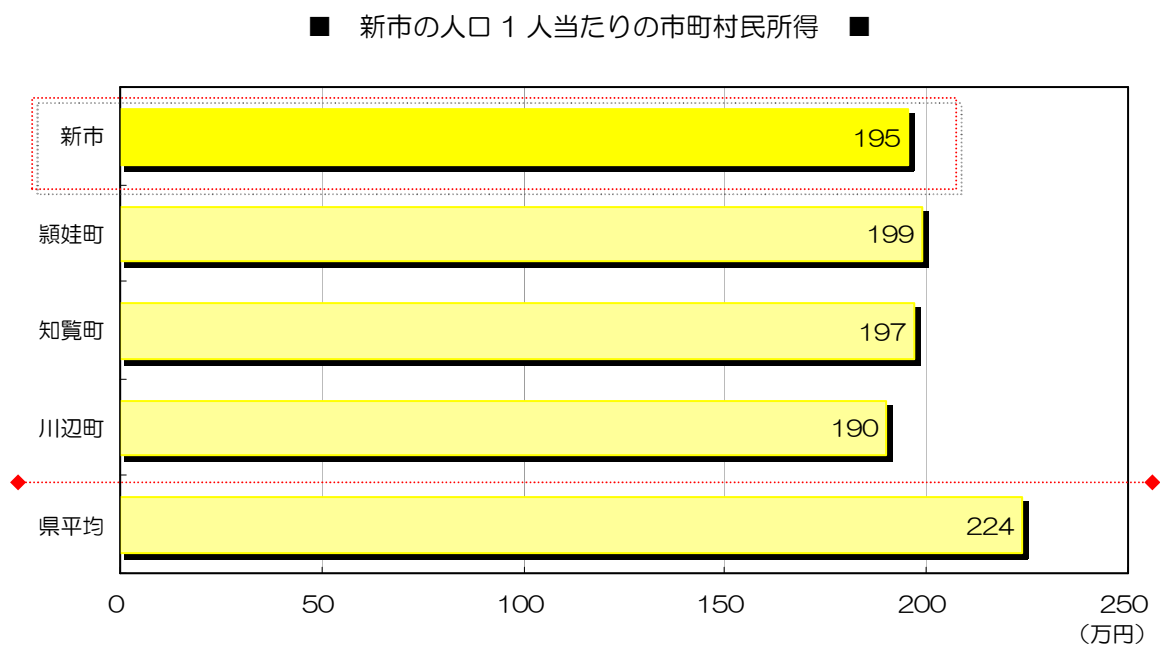
	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合 計
新市	23,529	18.5%	26,851	21.2%	76,549	60.3%	126,929
額姶町	11,584	26.6%	7,025	16.2%	24,883	57.2%	43,492
知覧町	7,980	17.9%	11,102	24.9%	25,511	57.2%	44,593
川辺町	3,965	10.2%	8,724	22.5%	26,155	67.3%	38,844
鹿児島県	263,613	4.8%	1,050,354	19.3%	4,129,521	75.9%	5,443,488

資料：平成15年度市町村所得推計報告書

注) 合計は、帰属利子等控除前。

(3) 人口 1 人当たりの市町村民所得

新市の人口 1 人当たりの市町村民所得は、約 195 万円であり、県平均より約 13%下回っています。



資料：平成 15 年度市町村民所得推計報告書

4 新市の特性と課題

(1) 新市の特性

① 海・川・山のすべての地形要素を備えた豊かな自然環境

新市は、豊かな自然に恵まれ、南の海岸線は美しい景観が続き、中部には新市の基幹産業である農業を支える広大な畑地が広がり、北から南東にかけて連なる緑溢れる山々は豊かな水をもたらし、新市内を流れるいくつもの河川は、さまざまな形で潤いとやすらぎを与えてくれます。

② 温暖な気候と広大な農地による日本有数の食料供給基地

新市は、夏季の台風を除けば温暖な気候と安定した降水量に恵まれ、農業に適した気象条件にあります。以前は、シラス層やコラ層などに悩まされた畑地も南薩畑地帯総合土地改良事業や県営圃場整備事業などによる生産基盤の整備がなされ、日本有数の茶や園芸作物の産地となっているほか、畜産業も盛んな地域であり、我が国の食料供給基地である鹿児島県の一翼を担っています。

③ 南薩地域の中核となる地理的優位性

新市は、南薩地域を構成する全ての市と隣接しており、南薩地域の地理的中心に位置しています。また、県都鹿児島市とも隣接しており、人と物の交流拠点として大きな役割を担う潜在能力を秘めています。

さらに、南薩縦貫道の整備が進んでおり、南薩地域の中心である新市内を縦断することで、人と物の交流増大が期待されています。

④ 貴重な歴史・文化資源

新市には、武家屋敷群・特攻平和会館・清水磨崖仏群などの貴重な歴史資源があり、長い歴史の中で保存・継承されています。また、国・県の指定を受けている無形文化財などの伝統行事も大切に受け継がれています。

こうした歴史・文化資源は、歴史的な価値が高いだけでなく、新市における観光の重要な資源となっており、地域情報発信の手段としても大きく貢献しています。

⑤ 焼酎・仏壇産業など伝統ある地場産業

新市には、焼酎産業や仏壇産業などの伝統ある地場産業があり、地域経済や雇用の場として大きな役割を担っています。また、川辺仏壇は長年培われた技術や技法が認められ、国の伝統的工芸品の指定を受けています。さらには、新技術の導入により新たな装飾品などの製品や特産品を生み出すなど、新産業の創出の可能性が期待されます。

(2) 新市の課題

① 過疎化と少子・高齢化への対応

全国的に少子・高齢化が急速に進む中、新市においてもさらなる少子・高齢化の進展が予測されることから、地域の活力を維持していくためにも、定住促進や雇用機会の創出、住民が安心して暮らせる福祉の充実と生活環境の整備が必要となります。

② 新市の一体感を創出する交通基盤の整備

新市内の国道、主要地方道、一般地方道のネットワークは比較的良く形成されているものの、一部地方道については、道幅が狭いなど不便な状況です。特に、県道 263 号霜出川辺線は、潁娃町と川辺町を結ぶ主要道路として早急な整備が必要となっています。また、新市を貫く南薩縦貫道の開通は、新市内はもとより南薩地域全体の人や物の流れの活性化が期待されることから、今後も整備促進を図っていく必要があります。

新市内を走る JR、バスなどの公共交通機関が不足していると同時に、既存路線についても利用者が少なく、すべての路線が存続の危機にあります。このため、関係団体と連携を図り既存路線の存続と交通弱者を作らない新たな施策が必要となります。

新市は、郡域を越えての合併であるため、いち早く一体感の醸成を図るためにもこれらの基盤整備は早急に取り組まなければなりません。

③ 農業の担い手不足の解消

新市の基幹産業である農業は、茶や園芸作物、畜産などさまざまな部門で県内でも有数の一大産地を形成していますが、全国的な課題である後継者不足、農業従事者の高齢化などについては新市も例外ではありません。

新市の基幹産業を維持・発展させていくためには、後継者や U ターン・I ターン者などの就農環境の充実や集落営農などの多様な担い手づくりを推進していく必要があります。

④ 商工業の活性化

新市には、それぞれ地域拠点の核となる商店街が形成されていますが、人口の減少に加えて、大型店舗の進出や地域経済の低迷などにより活気を失いつつあります。そのため、利用者ニーズに応じた地域に密着したサービスの提供や利用しやすい商店街の形成に努め、地域活力の源である商店街の活性化と再生を図る必要があります。

近年の厳しい経済情勢を反映するように、工業の停滞が続いていますが、工業は雇用機会の確保や定住促進に大きな役割を果たしており、地域経済の発展に大きく貢献しています。そのため、立地環境基盤の整備に努めるとともに、立地企業への優遇措置などの施策を充実させ、今後、成長が期待される産業分野の企業や地域資源を活用した企業などの誘致・立地の推進を図る必要があります。

⑤ 地域資源を活かした観光の推進

新市は、恵まれた自然や歴史・文化遺産を背景にした観光施設が数多くありますが、それぞれでは景気動向や観光ニーズの変化などへの対応が難しく、また、通過型の観光施設であるため観光客の集客力の大幅な増加にはつながっていません。

今後は、これらの観光資源を活かしながら、他地域とも連携した広域的な観光ルートの確立や近年の個性化・多様化する観光ニーズに的確に対応した観光の推進を図る必要があります。

⑥ 効率的で効果的な行政運営

国・地方を通じた厳しい財政状況の中、新市においても依然として厳しい行財政運営を強いられることが予測されます。今後は、合併のメリットを最大限活かした行財政改革を行い、住民と行政の適切な役割分担による共生・協働のまちづくりを目指し、地方分権の時代にふさわしい効率的で効果的な行政運営を図る必要があります。

～ 住民アンケート結果より ～

【Q. あなたがお住まいの町の満足している点は？】

順位	割合	選択肢の項目
1	55.2%	環境への取組み
2	54.3%	祭りやイベントの開催などへの取組み
3	50.5%	防犯・消防・防災体制や交通安全施設の整備
4	44.2%	公園、広場などの整備
5	42.9%	保健・医療体制

【Q. あなたがお住まいの町の不満に感じている点は？】

順位	割合	選択肢の項目
1	36.5%	道路やバス路線などの交通網の整備
2	36.1%	商工業の振興
3	27.1%	観光の振興
4	23.7%	社会保障対策
5	21.3%	公園、広場などの整備

第3章 主要指標の見通し

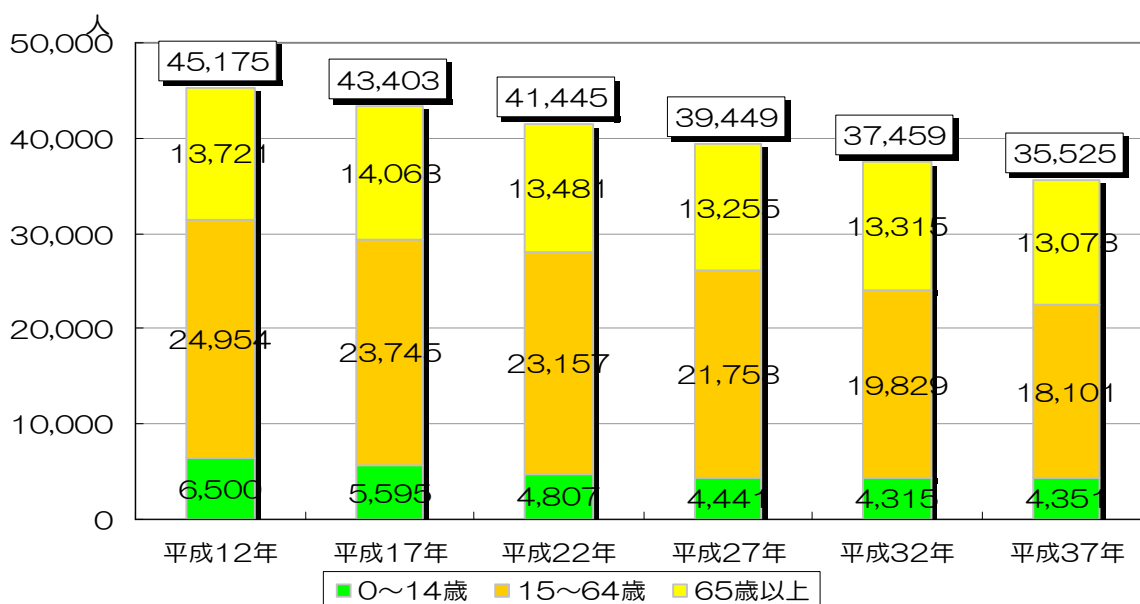
1 人口・世帯数

(1) 人口

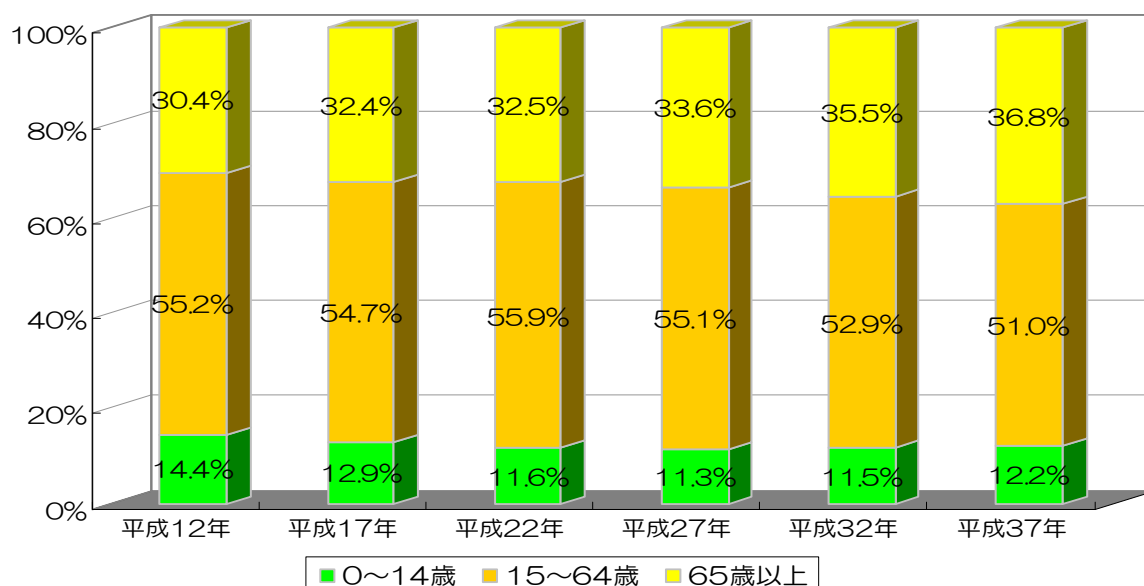
新市の将来推計人口を、平成12年と平成17年の住民基本台帳による男女各歳人口をもとに、『コーホート要因法』(※)を用いて推計した結果、新市においても継続的に減少し、平成22年は41,445人、平成37年には35,525人まで減少することが予測されます。

年齢階層別にみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向にある一方、老年人口(65歳以上)は増加し、平成37年には、高齢化率は36.8%になると予測されます。

■ 新市の将来推計人口の推移 ■



■ 新市の将来推計人口の年齢3階層別構成比率の推移 ■

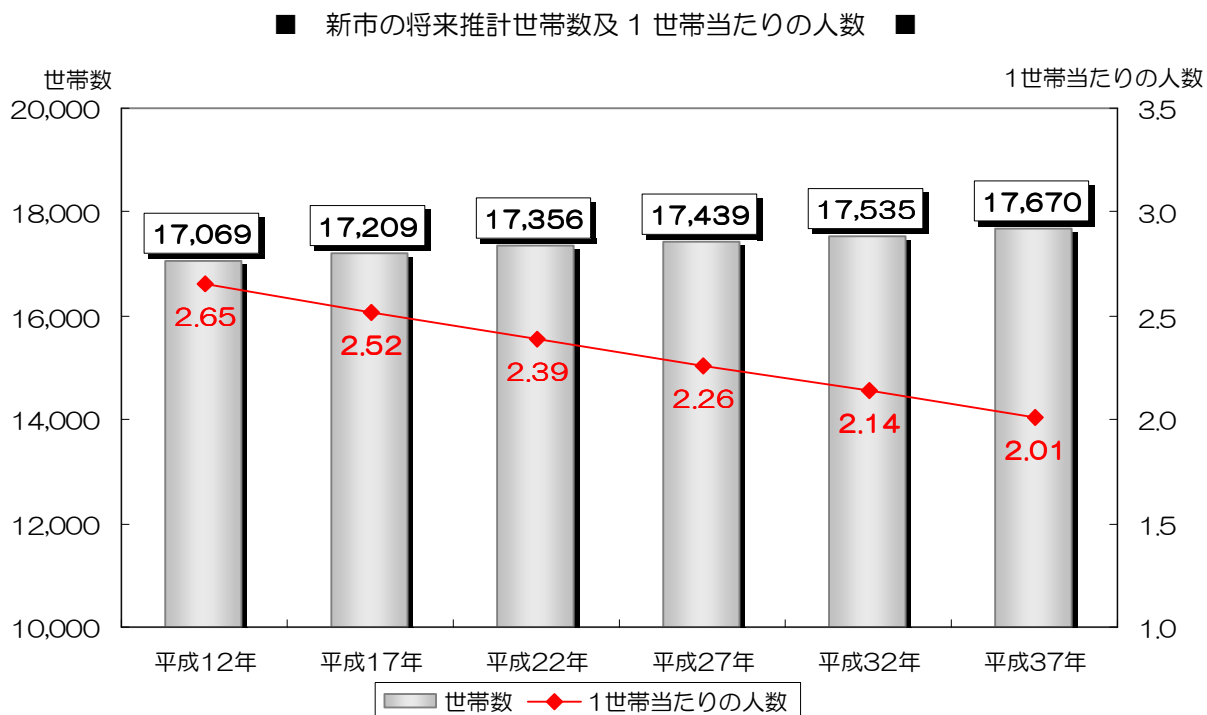


(※) コーホート要因法：基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を求める方法です。

(2) 世帯数

新市の将来推計世帯数は、核家族化や単身世帯の増加に伴い増加傾向にあり、平成 22 年は 17,356 世帯、平成 37 年には 17,670 世帯まで増加すると予測されます。

1 世帯当たりの人数は、平成 22 年は 2.39 人、平成 37 年には 2.01 人まで減少すると予測されます。



第4章 新市のまちづくりの基本方針

1 新市の基本理念

新市の地域特性やまちづくりの課題などを踏まえ、新しいまちづくりの基本理念を次のように設定します。

**自然豊かで 創造と活力に満ち
くらしといのちが輝く “こころ” やすらぐまち**

◆ **自然豊かで**

豊かな自然の中で「農」のいとなみ

◆ **創造と活力に満ち**

南薩地域の中心として、住民みんなが新市に誇りを持つことで、まちづくりに新たな創造を生み、地域活性化の活力にあふれている

◆ **くらしといのちが輝く “こころ” やすらぐまち**

万物の日々のいとなみとかけがえのない命がキラキラと輝き、住んでみたくなる“こころ” やすらぐまち

2 新市の将来像

基本理念を踏まえ、新市の目指すべき3つの将来像を定めました。

《将来像①》

豊かな自然とつくる 安心・安全『食』のまち

- 新市は、豊かな自然と温暖な気候に支えられ、日本一の生産量と質を誇る「茶」や「さつまいも」をはじめ、さまざまな農畜産物を生産する全国有数の食料供給基地となっています。今後も、更なる飛躍のため、豊かな自然と共生した農業の振興に努め、安心・安全な農畜産物を安定的に生産・供給し、消費者に愛される食料供給基地を目指します。
- 南薩縦貫道を軸とした交通基盤の整備、情報基盤の充実と併せて、新市で生産される農畜産物のブランド化や高付加価値化を推進するとともに、第2次産業・第3次産業との連携による新しい産業の創造・育成を図り、『食』を活かした産業全体の活性化を図ります。

《将来像②》

歴史と景観を活かした にぎわう『交流』のまち

- 新市に長く受け継がれている歴史・文化と美しい景観などの地域資源を活かして、新市を訪れる人々との『交流』を大事にし、“おでむかえ”“おもてなし”の気持ちあふれる「ひとづくり」「こころづくり」を推進するとともに、交通環境、生活環境、各種公共施設、景観環境などの都市基盤の整備・充実に努め、地域外の人々が繰り返し訪れたいような魅力あるまちを目指します。
- 新市のもつ地理的優位性を活かして南薩地域の『交流』拠点として発展するため、南薩縦貫道を軸とした交通ネットワークの基盤整備の促進を図ります。それにより、新市の広域的な潜在能力が解放され、人と物の『交流』増大が期待されることから、地域に伝わる伝統行事、祭事、産物、観光資源などを活かした新たな観光ルートの開発やグリーン・ツーリズム（※）による滞在型観光を推進し、観光産業の活性化を図り、この活力を新市全体の産業振興へつなげることで賑わいのあるまちづくりに努めます。

※）グリーン・ツーリズム：都市住民が農村漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

《将来像③》

だれもが健やかに暮らせる 『こころ』 やすらぐまち

- 自然と調和した快適でゆとりある住環境の整備・充実に努めるとともに、住民一人ひとりが“自分たちのまちを愛するこころ”“地球環境を大切にすること”を持ち、住民・企業・行政が一体となって環境問題へ取り組むことで豊かな自然と人との共生を図り、すべての人が暮らしやすい『こころ』 やすらぐまちを目指します。
- 子どもから高齢者までだれもが生きがいを持ち、こころとからだの健康づくりやささまざまな交流活動を通して、互いを認め合い、互いを思いやる『こころ』を育み、地域社会（コミュニティ）と行政が一体となって、みんなで支え合い、だれもが安心して暮らせる地域福祉社会の構築に努めます。

～ 住民アンケート結果より ～

【Q. 合併した場合、期待される効果は？】

順位	割合	選択肢の項目
1	53.6%	公共施設などが現在の町の垣根を越えて利用できる
2	52.7%	組織の合理化や人件費の削減による行財政運営の効率化が図られる
3	48.5%	資源、歴史、文化や農林水産資源を活かしたまちづくりができる
4	44.7%	観光振興など広域的な視点にたったまちづくりができる
5	43.2%	住民票の発行などの窓口サービスが、多くの場所で利用できる

【Q. 合併した場合、不安に感じることは？】

順位	割合	選択肢の項目
1	62.2%	公共料金などの住民負担が高くなる
2	60.6%	一部の地域だけ発展し、その他の周辺部との格差が生じてくる
3	60.3%	行政区域が広くなり、地域の声が行政に反映されにくくなる
4	58.8%	行政範囲が広くなり、地域に密着したサービスが受けられなくなる
5	48.6%	保育所・幼稚園や小・中学校が統廃合される

【Q. 合併した場合、どのような地域にするのが望ましいですか？】

順位	割合	選択肢の項目
1	61.9%	保健・医療・福祉が充実し、だれもが健やかに暮らせる地域
2	32.4%	農林水産業が盛んな地域
3	28.6%	高齢者や障害者などにやさしい地域
4	24.6%	教育機関などが充実し、子どもたちが健やかに育つ地域
5	23.7%	緑豊かな自然環境を大切にする地域

3 まちづくりの基本方針

基本理念及び目指すべき将来像を実現するため、分野ごとに6つの基本方針を定めました。

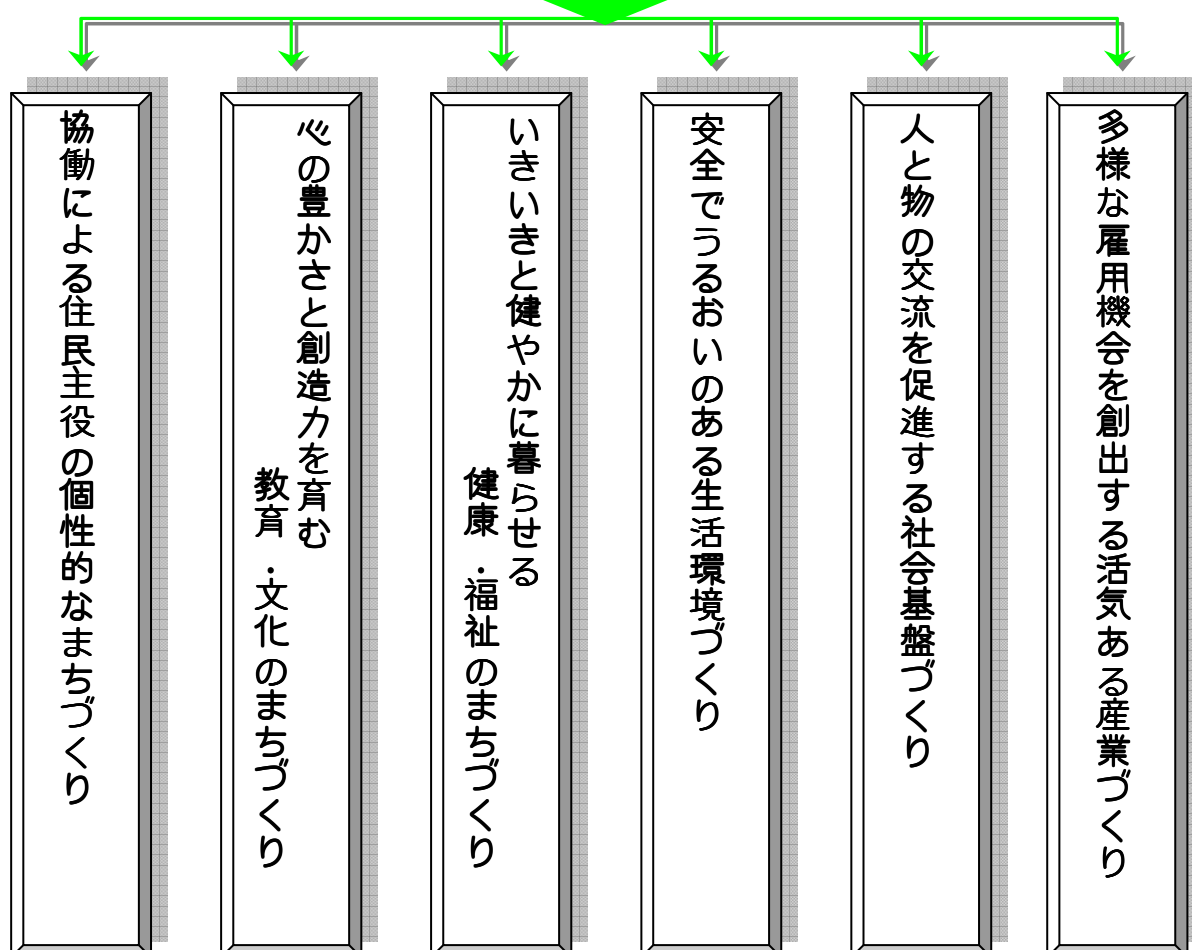
【基本理念】

自然豊かで 創造と活力に満ち
くらしといのちが輝く “こころ” やすらぐまち

【将来像】

豊かな自然とつくる 安心・安全『食』のまち
歴史と景観を活かした にぎわう『交流』のまち
だれもが健やかに暮らせる 『こころ』やすらぐまち

【基本方針】



1 多様な雇用機会を創出する活気ある産業づくり 【産業経済】

新市の基幹産業である農業は、「茶」「さつまいも」で全国トップの生産量と質を誇るなど全国有数の食料供給基地を形成しており、今後も創造と活力ある産業づくりを進めていくためには、第 1 次産業の振興とこれを核とした多様な産業の発展が不可欠となります。

全国有数の食料供給基地として発展し続けていくため、土地の基盤整備をはじめ、機械化や生産施設の近代化を進めるとともに、農業開発研修センター・農業公社を核とした既存農家への営農指導や農業の担い手の育成、集落営農の組織体制づくりを図ります。また、新市の豊富な農畜産物のブランド化・高付加価値化を積極的に推進し、観光と一体となった PR 戦略・マーケティング戦略（※）により他地域との差別化を図ります。さらに、トレーサビリティシステム（※）の構築を検討するなど生産者の顔の見える販売体制を確立し、消費者に信頼される産地づくりに努めるとともに、環境に配慮した農業振興を図り、安心・安全な農畜産物を安定供給できる体制づくりに努めます。

商工業については、川辺仏壇産業の振興や積極的な企業誘致活動の展開、地元企業への優遇制度の拡充などを図り、雇用機会の創出に努めます。川辺仏壇については、新商品の開発や商標登録による外国製品との差別化に努め、消費者ニーズに対応した新たな方向性の開拓を図ります。また、コミュニティビジネス（※）への取組みや移動販売・宅配サービス事業の展開を推進し、地域に密着した利便性の高い商店街の形成を図ります。

観光産業については、新市の特色ある観光資源を活かした観光ルートの開発や恵まれた自然資源と農産物を活かし、グリーン・ツーリズムを取り入れた“交わる”“体験する”“学ぶ”体験型観光の確立を図ります。また、新市の豊富な食材を活かした特産品や料理などの研究・開発を図り、『食』の楽しさを提供できる観光地づくりに努めます。

- ※）マーケティング：顧客ニーズを的確につかんで製品計画を立て、最も有利な販売経路を選ぶとともに販売促進努力により、需要の増加と新たな市場開発を図る企業の諸活動。

※）トレーサビリティシステム：販売されている食品が、“いつ・どこで・どのように”生産・流通されたかについて、消費者がいつでも把握できる仕組み。

※）コミュニティビジネス：地域の人々が、地域に眠っている資源（労働力、原材料、技術力など）を活用して行う小規模ビジネスで、利益の追求に加え地域課題の解決を目指すこと。

2 人と物の交流を促進する社会基盤づくり 【社会基盤】

南薩縦貫道の整備促進や市内を東西南北に結ぶ幹線道路や交通網の整備を進め、スムーズな交通流動による人や物の『交流』の促進、産業面や観光面での地域経済の活性化を図るとともに、周辺地域との連携、新市内における住民の一体感の醸成に向けた交流活動の促進を図ります。さらに、住民の生活の基盤となる生活道路の整備を図ります。

新市では、公共交通機関が乏しく、既存の JR・バス路線においても存続の危機にあることから、利用促進を図るとともに、利用者のニーズに応じた地域循環バスの整備を図ります。

特色ある街並みを活かし、バリアフリー化（※）やユニバーサルデザイン（※）に基づいた安全で利便性の高い市街地の形成や高度情報化社会に対応した情報通信基盤の整備を図ります。

- ※) バリアフリー：「障害のない」の意。建物や道路の設計で、段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障害者に配慮すること。
- ※) ユニバーサルデザイン：障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

3 安全でうれしいのある生活環境づくり 【生活環境】

新市は、豊かな自然と情緒ある田園環境に恵まれ、この潤いとやすらぎを与えてくれる自然との共生を図るためには、住民一人ひとりの環境保全に対する取組みが必要となります。ごみの分別収集の徹底や住民主体による美しいまちづくりを推進するとともに、住民・企業・行政が一体となった3R活動(※)に取り組みます。また、ダイオキシン無害化処理や新エネルギー・省エネルギーの普及促進へ取組み、地球規模での環境施策の充実を図ります。さらに、地域の実情にあった生活排水処理施設の整備や安全な水の安定供給に努め、快適な生活空間の創造に努めます。

良好な住宅・宅地の供給をはじめ、だれもが安心して暮らせるユニバーサルデザイン住宅や公園の整備とあわせ、定住促進対策を充実させ、住みよい住環境の整備を図ります。

安全な生活を守るため、住民と行政が連携して消防・防災体制の充実や交通安全・防犯対策の強化に努めます。

- ※) 3R：環境用語の一つでリデュース・リユース・リサイクルの略。
リデュース(Reduce)＝ごみの発生抑制。 リユース(Reuse)＝再使用。 リサイクル(Recycle)＝再資源化。

4 いきいきと健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり 【保健・医療・福祉】

子どもから高齢者まであらゆる人々が、いかに健康で安心して暮らせるかという地域保健・医療・福祉の基本を踏まえ、「自分の健康は自分で守る」という視点から、各種検診や健康相談・健康教室などへの積極的な参加を推進するとともに、適度な運動や安心・安全な食材を活かした食生活の改善に取り組み、みんながいきいきと暮らせるところとからだの健康づくりを推進します。

少子化、核家族化や育児に関する情報が氾濫する中で、育児負担の軽減を図るため、子育て支援体制の強化や多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

高齢化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、快適で安全な生活を送れるように、生きがいつくりや社会参加への促進、介護保険制度などに基づく自立支援や介護者の負担軽減に向けた支援体制の強化を図ります。また、ノーマライゼーション(※)の理念に基づき、積極的な広報・啓発活動や交流活動などへの取組みを通して心のバリアフリーを推進し、みんなで支えあう地域福祉社会の構築を図ります。

- ※) ノーマライゼーション：障害者を特別視せず、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会を実現すべきという考え方。

5 心の豊かさと創造力を育む教育・文化のまちづくり **【教育・文化】**

基礎・基本学力の向上はもちろん、国際化、情報化、環境問題をはじめ、安心・安全「食」のまちづくりの基本となる食農教育（※）など多様な教育内容を通して、「生きる力」の育成を図ります。また、郷土愛を育む教育やこころの教育を推進し、創造力と豊かな心を育む学校教育の充実を図ります。

教育の原点は家庭であるという自覚のもと、家庭教育や幼児教育をはじめ、世代間交流を促進し、家庭・学校・職場・地域等が一体となった青少年の健全育成に努めます。

新市のもつ豊かな自然・文化・歴史・農林水産物などの学習資源を活かし、幼児から高齢者まで対応した生涯学習機会の充実やそれを支える指導者やボランティア団体との連携を図り、だれでも身近に生涯学習へ参加できる体制の構築に努めます。

長い歴史に育まれてきた文化財や伝統行事などの保存・継承に努めるとともに、それらを活かした学習機会の充実を図ります。また、多様な文化芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動の充実を図ります。

※）食農教育：食料を生産する農業の役割や重要性を、理解・体験することに主眼を置きながら、食生活との関連を図った教育。

6 協働による住民主役の個性的なまちづくり **【コミュニティ・行財政】**

住民が主体となって地域の活性化を担っていくため、地域コミュニティの基本となる自治会組織への支援体制の強化や自治会組織と校区（地区）公民館との連携を強化し、地域ニーズや利便性にかなわった地域社会の構築を目指します。また、協働によるまちづくりを進めていくため、情報公開や多様な広報手段による開かれた行政を目指し、住民と行政とのパートナーシップの確立に努めるとともに、企画立案から住民が参画できる住民の声を活かしたまちづくり体制の構築や住民提言機関の設置など、住民主役の個性的なまちづくりを図ります。

合併によるメリットを活かした効率的な行政組織の見直しや電子自治体の構築を推進し、多様化する住民ニーズに対応する質の高い住民サービスの提供を図ります。

中・長期的な展望に立った財政運営を目指し、自主財源の確保、応益・応能負担の原則に基づく使用料・手数料などの適正化、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、無駄のない健全な財政運営に努めます。

～ 住民アンケート結果より ～

【Q. 合併した場合、**産業経済**の分野で特に重要な施策は？】

順位	割合	選択肢の項目
1	58.8%	農業の振興
2	45.1%	後継者の育成・確保
3	34.5%	地元の農林水産資源を活かした加工業の振興
4	28.7%	特産品の開発・ブランド化
5	24.3%	観光の振興

【Q. 合併した場合、**社会基盤**の分野で特に重要な施策は？】

順位	割合	選択肢の項目
1	47.0%	生活道路（集落道など）の整備
2	43.8%	南薩縦貫道の早期整備とアクセス道路の整備
3	38.4%	各地域を結ぶ幹線道路の整備
4	38.2%	公共交通機関の整備
5	36.1%	地域の特性を活かした街並みの整備

【Q. 合併した場合、**生活環境**の分野で特に重要な施策は？】

順位	割合	選択肢の項目
1	46.7%	ごみの減量化、分別化、リサイクル運動の推進
2	39.1%	森林の維持と水資源の確保
3	35.6%	上・下水道の整備、生活排水対策の推進
4	32.9%	交通安全や防犯対策の充実
5	30.9%	省エネルギー、新エネルギーの普及・啓発

【Q. 合併した場合、**保健・医療・福祉**の分野で特に重要な施策は？】

順 位	割 合	選 択 肢 の 項 目
1	53.1%	高齢者福祉の充実
2	41.4%	介護保険サービスの充実と自立支援体制の強化
3	38.3%	日常医療の充実
4	37.0%	健康づくりや健康診断など保健活動の推進
5	31.6%	救急医療の充実

【Q. 合併した場合、**教育・文化**の分野で特に重要な施策は？】

順 位	割 合	選 択 肢 の 項 目
1	54.7%	小学校や中学校など学校教育の充実
2	29.5%	青少年健全育成の推進
3	28.6%	祭りやイベントなど地域独自の活動や事業の推進
4	28.3%	世代間交流のできる生涯学習の充実
5	23.5%	史跡・文化財の保存・活用

【Q. 合併した場合、**コミュニティ・住民参画**の分野で特に重要な施策は？】

順 位	割 合	選 択 肢 の 項 目
1	48.8%	情報提供など、開かれた行政の推進
2	38.8%	住民との対話の機会の確保
3	35.0%	地域おこし、まちづくりグループの育成
4	34.3%	住民参画による仕組みづくりの推進
5	24.2%	人権尊重や男女共同参画社会づくり

4 土地利用方針

新市の土地利用は、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用の調和を図りながら、長期的展望に基づき、適正かつ合理的な土地利用に努めるものとします。

(1) 都市地域

都市地域は、都市計画法により、新市の行政区域面積の約 41.7%に当たる 14,919ha が都市計画区域に指定されています。

この地域については、街並みや景観に配慮した基盤整備を計画的に進め、機能的な都市基盤の形成と快適で暮らしやすい生活基盤の整備を図ります。

(2) 農業地域

農業地域は、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）により、新市の行政区域面積の約 78.4%に当たる 28,069ha が農業振興地域に指定されています。

この地域については、遊休地の利用の促進と土地改良事業などによる農業生産基盤の効率的な整備を行い、生産性の向上を図ります。

(3) 森林地域

森林地域は、森林法により、新市の行政区域面積の約 51.1%に当たる 18,269ha が森林地域に指定されています。

この地域については、木材資源の有効活用と自然環境との共生に配慮するとともに、森林のもつ多面的機能が総合的に発揮できるよう森林の適切な整備と保全を図ります。

■ 土地利用に係る個別規制法の指定状況 ■

(単位：ha)

	都市計画区域		農業振興地域		森林地域			行政区域 面積
		市街化区域など (用途地域)		農用地区域		国有林	民有林	
新市	14,919	499	28,069	9,578	18,269	2,041	16,228	35,785
	41.7%	1.4%	78.4%	26.8%	51.1%	5.7%	45.3%	100%
穎娃町	6,959	145	10,268	4,378	3,918	495	3,423	11,031
知覧町	4,560	100	9,967	3,309	6,157	760	5,397	12,019
川辺町	3,400	254	7,834	1,891	8,194	786	7,408	12,735

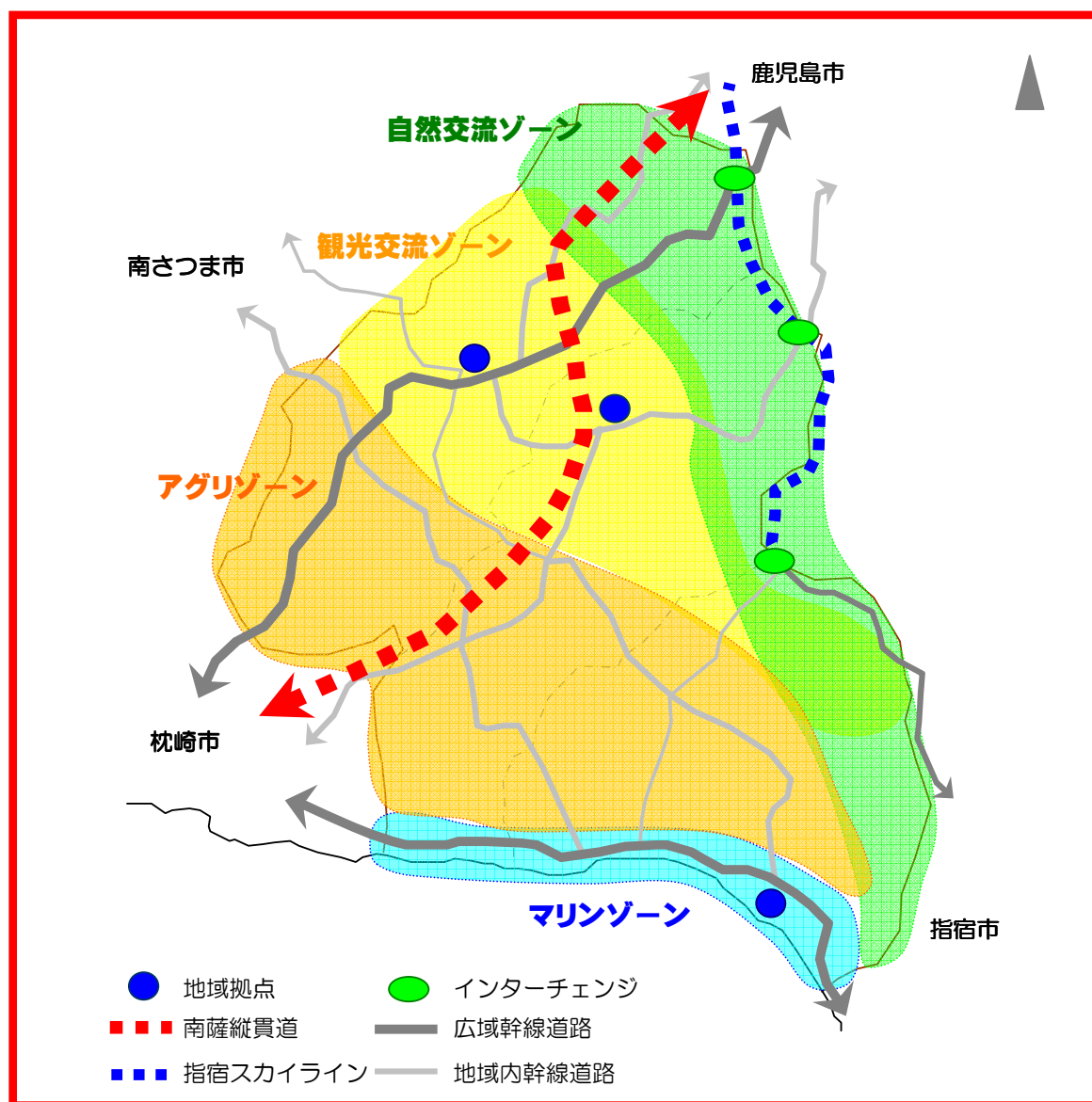
資料：土地対策の概要（平成 18 年 1 月）

注）指定地域の重複があるため、構成比の合計は 100%にならない。

5 ソーン別振興方向

これまでのまちづくりの取組み経緯を背景にして、地形、都市機能、地域資源などで共通要素をもつ、以下の4つの地域を設定し、将来の地域別の振興方向を示します。

■ 地域区分図 ■



(1) 自然交流ゾーン

豊かな自然資源を活用した交流の拠点づくりを図る地域

【地域特性】

本地域は、標高が比較的高く、豊かな水、豊かな森林などの自然資源に恵まれ、これらの地域資源を活かした農林業の振興が図られています。山間部に広がる茶畑は、優良茶の産地として知られており、豊かな自然環境と共生した営農拠点のひとつを形成しています。

また、指宿スカイラインの川辺・知覧・顚娃の3つのインターチェンジ、国道225号や主要地方道といった広域幹線道路が鹿児島市や指宿市と結ばれているなど、交通道路網の利便性が非常に高く、人や物の交通流動が盛んな地域となっています。さらに、各沿線には、川辺やすらぎの郷、岩屋公園、アグリランドえいなどの集客施設や馬事公苑、オートキャンプ場、テニスの森公園、ゴルフ場などの自然の中で楽しむことのできるスポーツ・レクリエーション施設が点在しており、南薩地域の玄関口として都市間をつなぐ大きな役割を担う地域となっています。

【振興方向】

- 鹿児島市をはじめとする近隣都市との地理的利便性と指宿スカイラインや南薩縦貫道の開通による交通道路網の利便性を活かして、観光施設など集客施設の整備・充実や点在するスポーツ・レクリエーション施設の有効活用を推進し、都市と農村との『交流』の拠点づくりに努めます。
- ふれあい農園や放牧場をはじめとする農業体験ができる施設や圃場の整備をさらに進め、体験型学習による“食農教育”や“グリーン・ツーリズム”を実践できる地域づくりに努めます。
- 豊かな水と海を守るためには、山間部の環境保全が第一であることから、有機農業や減農薬農業への転換を推進するとともに、森林の適正管理や水源涵養林の充実を図り、水質保全に努めます。
- 林道の開設や森林の整備を図るとともに、南薩木材加工センターを活用した地材地建（※）を推進し、恵まれた森林資源による林業振興に努めます。

※）地材地建：地元の山で育った木を使って、地元の工務店などが木造住宅を造ること。

(2) 観光交流ゾーン

観光交流や中心市街地としての都市機能の整備を図る地域

【地域特性】

本地域は、新市西部の中心市街地を形成する地域であり、最も人口が集中し、行政機能や商業機能が集積しています。また、社会基盤や生活環境などの住環境の整備も他地域より進んでおり、新市内で唯一、下水道整備がなされている地域となっています。

産業面でも国の伝統的工芸品に指定されている仏壇関連産業の集積が見られるほか、誘致企業なども立地しています。また、観光面では、県内を代表する観光地であり「薩摩の小京都」として知られる武家屋敷群や旧陸軍特攻基地跡に当時の資料を展示する特攻平和会館をはじめ、地域住民の憩いの場であり都市と農村との交流拠点にもなっている川辺やすらぎの郷、岩屋公園、アグリランドえいなどが地域内にあり、新市で最も集客が多く、交流人口が多い地域となっています。

しかし、近年、入込客数は伸び悩んでいるとともに、通過型観光のために他産業への経済効果が小さいことから、地場産業との連携による観光振興のあり方が検討されています。また、地域の核となる商店街は、大型店舗の進出や地域経済の低迷などにより活力を失いつつあります。

【振興方向】

- 県内を代表する観光地である武家屋敷群や特攻平和会館を核とした近隣の観光施設を結ぶ観光ルートの確立や商店街と連携した新たな観光資源の発掘、観光と仏壇産業・焼酎産業などの地場産業を巻き込んだ観光ルートの開発に努めます。
- ゾーンの中核となる 2 つの市街地は、地域の人々に愛される商店街の形成とにぎやかで活力ある中心市街地となるため、良好な都市機能の整備や美しい街並みや景観を活かした住環境の整備・充実を図ります。
- 南薩地域の中心である地理的優位性を活かし、南薩全域をエリアとした少人数による滞在型観光を推進するための宿泊施設の整備を検討します。
- 南薩縦貫道の開通を見据え、鹿児島市との時間と距離の大幅短縮が可能となることから、ベッドタウンとして快適で心やすらぐ生活空間の創造に努めます。

(3) アグリゾーン

食料供給基地の営農拠点として活気ある農畜産業の振興を図る地域

【地域特性】

本地域は、田畑が広がる純農村地域であり、土地改良事業などにより整備された広大な農地と温暖な気象条件など地域特性を活かし、「茶」「さつまいも」「大根」「たばこ」を中心に低コスト・高付加価値の作物生産による農業や「肉用牛」「乳用牛」「養豚」「養鶏」などの畜産業が盛んな地域であり、食料供給基地としての新市の一大営農拠点を形成しています。

また、水田農業については、米の価格低迷や生産調整に対応するために、良質米の生産や農作業の受委託・共同作業などに取り組んでいます。

近年では、農業の担い手不足による農家戸数の減少、さらには激化する産地間競争や国際的な輸入自由化圧力などの課題に対処するため、農業開発研修センター・農業公社を核とした新規就農者の受入れや担い手農家・集落営農組織の育成をはじめ、農産物を活用した特産品の加工などによる起業化など、新しい農業の振興に向けた取組みを行っています。

【振興方向】

- 遊休農地の有効活用を推進するとともに、畑地帯総合整備事業による基盤整備を計画的に進め、農業の基盤確立と収益性の高い農業の振興を図ります。
- 農業開発研修センター・農業公社については、後継者やUターン・Iターン者などの農業の担い手の受入れ体制と就農環境の充実を図り、各種作物の研究開発、既存農家への営農指導を積極的に行い、新市の農業振興の拠点施設として位置づけます。
- 家畜排せつ物などを有効利用した環境保全型農業への取り組みを推進し、環境にやさしい土づくりや有機農業・減農薬農業への転換を推進し、安心・安全な農畜産物の生産・供給体制の確立に努め、消費者に信頼される産地づくりを目指します。
- 恵まれた農業基盤を活用したグリーン・ツーリズムによる農家民泊型観光を推進し、農業と農村のもつ魅力を伝え、学べる都市農村交流を推進します。
- 農業規模の大型化や機械化、さらに担い手不足などの課題に対応するため、集落営農への取組みや家族協定の締結などによるゆとりと魅力ある農村づくりを推進します。

(4) マリンゾーン

風光明媚な景観を活かした海岸部の振興と東の都市・交流機能の整備を図る地域

【地域特性】

本地域は、東シナ海を望む国道 226 号沿線の海岸部一帯の地域であり、臨海部は海洋型の風光明媚な景観を有しており、来訪者のドライブコースやマリンスポーツの場として定着しています。さらに、自然環境が創る砂浜や岩場など特色に富んだ海岸線は、うみがめの産卵場所となっているほか、地引き網や釣りスポットとして地域内外の人々から愛されています。

また、豊かな水産資源をもとに古くから水産業が盛んな地域となっていますが、水産資源の減少や魚価の低迷、後継者不足といった課題を抱えています。

東部には、指宿方面や枕崎方面を結ぶ市街地が形成され、行政、商業・サービスなどの機能が集中していますが、中心市街地は、住宅と店舗、小規模工場などが混在している状況です。

【振興方向】

- 「海」を最大限活用し、さまざまなマリンスポーツやレクリエーション活動を推進し、海岸地域の活性化を図るとともに、拠点施設の充実に努めます。
- 台風災害に対する護岸整備や居住区域の安全対策を図ります。
- 漁港の整備や漁場の造成、稚魚の放流などを行い、漁業の振興を図ります。
- 中心市街地については、東の地域拠点として発展していくため、商業機能や行政機能の充実に図るとともに、緑地空間の創出など生活環境を向上させ、安心して住み続けられる住環境づくりに努めます。
- 海岸線を走る国道 226 号沿いに、アグリゾーンなどで生産された農畜産物とマリンゾーンで水揚げされた魚介類を販売する交流拠点施設の整備を検討します。

1 多様な雇用機会を創出する活気ある産業づくり 【産業経済】

(1) 農業の振興

① 「食料供給基地」の基盤強化

全国に誇れる農業のまち「食料供給基地」となるため、基盤整備や農地流動化による農地の効率的な活用を図るとともに、機械化や生産施設などの整備を進め、さらなる農業振興を図ります。特に、茶業に関しては、生産量・質ともに“日本一の茶産地づくり”を目指します。

《主要施策の内容》

- ◇ 基盤整備及び農地流動化の促進
- ◇ 農道・排水路整備
- ◇ 機械化や生産施設の整備
- ◇ 茶専門の課の新設
- ◇ 茶園面積拡大の推進

② 農業の担い手の確保・育成

農業開発研修センター・農業公社での研修生の受入れ体制を強化し、農業後継者やUターン・Iターン者などの新規就農者を対象とした就農育成環境の充実を図るとともに、認定農業者への支援拡充や集落営農の組織化・育成に努めます。また、団塊の世代を対象とした就農への啓発と支援を検討します。

《主要施策の内容》

- ◇ 農業開発研修センター・農業公社などの研修施設の整備及び受入れ体制の強化
- ◇ 新規就農・後継者の支援
- ◇ 集落営農の組織化・育成
- ◇ 専門職員の充実
- ◇ 就農への広報・啓発

③ ブランド化・高付加価値化による販売戦略の展開

激化する産地間競争や海外からの輸入自由化圧力などに対処するため、新市を代表する農畜産物のブランド化・高付加価値化を積極的に推進し、観光と一体となったPR活動・マーケティング戦略を行い、他地域との差別化を図ります。

ブランド化については、合併による一大営農拠点の誕生というメリットを最大限活かすため、生産農家を中心に、JAなどの関係機関と行政が互いに連携し、新市名を冠した総合ブランド化を推進します。

高付加価値化については、新市の豊富な農産物を活かして、加工グループを中心に食品製造業者と一体となった農産加工に取組み、新たな産業の創出を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ PR 活動・マーケティング戦略による販売活動の促進
- ◇ 定期的な販売促進キャンペーンの実施
- ◇ 新市の総合ブランド化の推進
- ◇ 農産加工の推進
- ◇ 専門職員の充実

④ 安心・安全な『食』の生産・供給体制づくり

近年の健康ブームに反映される安心・安全なものを求める消費者ニーズに的確に対応するため、有機農業や減農薬農業への転換を推進するとともに、トレーサビリティシステムの構築を検討するなど生産者の顔の見える販売体制を確立し、消費者に信頼される産地づくりに努めます。また、川辺やすらぎの郷、ゆとり館、小規模直売所、観光施設などの販売拠点の充実を図り、地産地消（※）を促進しながら安心・安全な農畜産物を安定供給できる体制づくりに努めます。

環境に配慮した農業振興を図るため、耕畜連携による資源循環型農業の推進、農業用廃棄物の適正処理、農薬飛散防止対策（ポジティブリスト制度（※））の徹底を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 有機農業・減農薬農業の推進
- ◇ トレーサビリティシステムの構築
- ◇ 生産者の顔の見える販売体制の確立
- ◇ 販売拠点の施設整備
- ◇ 地産地消の推進
- ◇ 資源循環型農業の推進
- ◇ 農業用廃棄物の適正処理の徹底

※）地産地消：「地元生産―地元消費」の略で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味。

※）ポジティブリスト制度：基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度。

（2）畜産業の振興

① 生産性の高い畜産経営基盤の確立

鹿児島県を代表する「肉用牛」「乳用牛」「養豚」「採卵鶏」「ブロイラー」などの畜産業については、今後も規模拡大や飼養技術の向上による経営基盤の強化を図るとともに、土壌微生物などを活用した衛生対策、家畜排せつ物法に基づく施設整備、耕畜連携による資源循環型農業を推進します。

また、高齢化する繁殖農家などへの支援充実と優良雌牛の保留・導入による生産性の向上を図ります。

熊ヶ谷放牧場については、施設整備や生産性の向上に努め、経営基盤の強化を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 家畜衛生対策の推進
- ◇ 耕畜連携による資源循環型農業の推進
- ◇ 飼料自給率の向上
- ◇ 優良雌牛の保留・導入の促進
- ◇ 卵価急落時の支援
- ◇ 熊ヶ谷放牧場の経営基盤の強化

(3) 林業の振興

① 豊かな森林資源の保全と活用

森林の適正管理や保安林の充実、治山施設の整備などを行い、森林のもつ公益的・多面的機能の充実を図り、豊かな森林資源の保全に努めます。

(株)南薩木材加工センターを有効活用し、地材地建を積極的に推進するとともに、公共的施設などの木造化や内装材などへの木材利用を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 林道の整備
- ◇ 森林の整備
- ◇ 水源涵養林の保全・育成
- ◇ 治山事業の推進
- ◇ 地材地建の推進

(4) 水産業の振興

① 魅力ある水産業の振興

漁港の整備や魚の遡上できる河川環境の整備をはじめ、漁場の造成、稚魚の放流などによる水産資源の確保を図るとともに、二枚貝栽培センターを活用し、つくり育てる漁業を推進します。また、特色ある海岸線を活かして、釣りなどのレジャー活動や体験型漁業の推進を図るために、地引き網や遊漁船など観光振興と併せて活性化を図ります。

地産地消を推進するため、海岸線沿いに魚介類を販売できる交流拠点施設の整備を検討します。

《主要施策の内容》

- ◇ 漁港の整備
- ◇ 漁場の造成
- ◇ 稚魚の放流
- ◇ 二枚貝栽培センターの運営
- ◇ 交流拠点施設の整備の検討
- ◇ 内水面漁業の育成

(5) 商工業の振興

① 伝統ある仏壇産業の振興

国の伝統的工芸品に指定されている川辺仏壇については、今後も守り育てていくため、仏壇組合の組織強化や販売促進活動による販路拡大を図ります。また、仏壇技術を活かした「神輿」「兜」などの縁起物や贈り物としての新商品の開発を推進するとともに、商標登録や生産履歴の表示など“品質”の良さをアピールし、消費者ニーズに対応した新たな方向性の開拓を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 川辺仏壇協同組合の組織強化
- ◇ 仏壇後継者の育成支援
- ◇ 販路拡大事業
- ◇ 新商品開発の推進
- ◇ 商標登録や生産履歴などの制度導入の推進
- ◇ 展示・販売拠点施設（他の特産品との複合）の整備の検討

② 『交流』の活性化による雇用機会の創出

南薩縦貫道の整備による利便性の向上と新市のもつ地理的優位性から人や物の交流拠点として地域経済の活性化が期待されることから、新たな産業立地による雇用の場を創出する大きなチャンスとして捉え、県内外への情報提供を行うとともに、工業団地などの基盤整備や融資事業などの優遇制度、雇用の確保・住宅斡旋などの受入れ体制を強化し、企業誘致を積極的に推進します。

また、地元企業への利子補給制度の拡充を図るとともに、商工会による経営指導の強化や研修会・講習会を実施し、優れた経営者の育成を図ります。さらに、起業家やベンチャービジネス（※）、中小企業などの経営改革などへの取組みに対する総合的な支援策を検討します。

《主要施策の内容》

- ◇ 工業団地などの基盤整備
- ◇ 利子補給制度などの優遇制度の充実
- ◇ 雇用の確保・住宅斡旋

◇ 新ビジネスチャレンジ資金（仮称）の創設の検討

※）ベンチャービジネス：高度な知識や新技術を軸に、革新的、創造的な経営を展開している知識集約型の小企業。

③ 地域密着型サービスによるにぎわう商店街の形成

地域経済の源である商店街の活性化を図るため、商工会と連携した事業展開や商業活性化計画に基づいた活性化対策に取り組み、住民の利便性向上に努めるとともに、一店逸品運動や空き店舗の有効活用を図り、観光客にとっても魅力ある商店街の振興を図ります。

また、商業機能だけではなく、子育て支援や高齢者サービスなどの提供を行うコミュニティビジネスへの取組みを推進します。

さらに、商工業者同士が連携し、高齢者などを対象とした移動販売や宅配サービス事業などの地域に密着したサービスの展開やインターネットを活用した通信販売事業の導入を促進します。

《主要施策の内容》

- ◇ コミュニティビジネスの推進
- ◇ 一店逸品運動の推進
- ◇ 空き店舗の有効活用
- ◇ 商店街マップの作成
- ◇ 商店街のネットワーク化による新たな事業展開の推進
- ◇ インターネット販売の促進
- ◇ 市街地活性化計画の策定
- ◇ 駐車場・休憩所の整備
- ◇ 商店街のバリアフリー化

（6）観光業の振興

① 新市を巡る広域観光ルートの開発

新市の特色ある観光資源を活かし、新市内で終日楽しむことのできる観光ルートの開発を観光協会などと連携して行い、通過型観光からの脱却を図り、地域外からの外貨獲得型産業としての振興を図ります。そのためには、歴史・文化遺産や自然景観を活かした既存観光施設の再整備や新たな観光拠点施設の整備を行うとともに、観光地をつなぐ交通ネットワーク網の基盤整備や宿泊施設などの誘致など観光産業基盤の強化を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 観光ルートの開発
- ◇ 観光マップの作成と案内看板などの充実
- ◇ 観光地周辺や観光地をつなぐ交通基盤の整備

- ◇ 新たな観光拠点施設の整備の検討
- ◇ 観光協会の統合・体制強化

② 体験型観光の推進

豊かな自然と基幹産業である農業を最大限活かし、グリーン・ツーリズムを取り入れた体験型観光を推進し、これまでの“見る”観光から“交わる”“体験する”“学ぶ”観光への転換を図ります。

そのためには、農家をはじめとする地域住民や宿泊施設と行政が一体となった組織体制を確立し、グリーン・ツーリズム関連情報の一元化を行い、農業・農村体験メニューや年間スケジュールなどを作成し、受け皿づくりの整備を図ります。

また、アグリランドえいや川辺やすらぎの郷のふれあい農園や熊ヶ谷放牧場などの農業体験ができる施設整備や機能の充実を図ります。

《主要事業の内容》

- ◇ 体験型観光の組織体制の整備
- ◇ グリーン・ツーリズムマップの作成
- ◇ 農業・農村体験メニューと年間スケジュールの作成
- ◇ ふれあい農園などの施設整備
- ◇ そば打ち体験・川辺焼きの陶芸教室などの実施

③ 『食』を活かした観光地づくり

新市の豊富な食材を活かした特産品や料理などの研究・開発を進め、『食』に関する観光メニューを作成し、観光地周辺での販売活動を推進します。また、地域食材による『食』の楽しみを提供する農家レストランなどの創設を推進します。

さらに、ビジネスとして成立させるため、農家レストランと農家民宿の複合的な経営を推進するとともに、その支援策を検討します。

《主要事業の内容》

- ◇ 特産品や料理の研究・開発
- ◇ 販売活動の推進
- ◇ 農家レストランなどへの支援策の検討

2 人と物の交流を促進する社会基盤づくり 【社会基盤】

(1) 道路・交通体系の整備

① 市内外の『交流』を促進する幹線道路・生活道路の整備

市内を東西南北に結ぶ幹線道路や交通網の整備を進め、スムーズな交通流動による人や物の『交流』を促進するとともに、産業面や観光面での地域経済の活性化を図ります。また、南薩地域の中心である地理的優位性を活かし、南薩地域の中核としての役割を担っていくため、南薩縦貫道の整備促進や新市と周辺の市を結ぶ広域交通網の整備を促進します。

地域住民の生活道路である市道・集落道などの整備を進めるとともに、地域住民主体による維持・管理を推進します。

《主要施策の内容》

- ◇ 国道・県道の整備
- ◇ 南薩縦貫道の整備促進
- ◇ 南薩縦貫道へのアクセス道路の整備
- ◇ 未舗装道路の解消
- ◇ 地域住民による生活道路の維持・管理の推進

② 利用者ニーズに応じた公共交通機関の充実

新市内での住民交流の促進や観光面での利便性向上のために、利用者ニーズに応じた公共交通機関の整備を図ります。また、JR やバスなどの既存路線の存続のため、利用促進を図るとともに、高齢者や通勤・通学者などのための地域内循環バスの運行を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 利用者ニーズに応じた公共交通機関の整備
- ◇ JR やバスなどの既存路線の利用促進
- ◇ 地域内循環バスの運行

(2) 市街地の整備

① 魅力と活気に満ちた市街地の整備

これまでの地域ごとの特色ある街並みを活かして、計画的な整備を進め、商業機能や行政機能が集積された利便性の高い市街地の形成を図ります。また、バリアフリー化やユニバーサルデザインに基づいた安全な歩行者空間の確保や休憩所、駐車場の整備を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 商業機能と行政機能の集積
- ◇ 市街地のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化
- ◇ 駐車場・休憩所の整備

(3) 情報通信基盤の整備

① 高度情報化社会に対応した情報通信基盤の整備

光ケーブルなどの高速情報通信基盤の整備を推進し、未整備地区の解消を図ります。また、携帯電話不通地域やテレビなどの難視聴地域の解消に努めます。

《主要施策の内容》

- ◇ 高速情報通信基盤の整備
- ◇ 携帯電話不通地域の解消
- ◇ 難視聴地域の解消

② 行政の情報化の推進

情報化計画を策定し、庁内や公共施設などへの情報端末機器の配備を進めるとともに、それらの施設を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備を図ります。また、電子申請や各公共施設の予約システムなどの整備を図り、住民サービスの拡充を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 情報化計画の策定
- ◇ 庁内や公共施設などへの情報端末機器の配備
- ◇ 電子申請や公共施設予約システムの整備

3 安全でうれしいのある生活環境づくり **【生活環境】**

(1) 環境保全対策の推進

① ごみの減量化・分別収集の促進

環境保全に対する意識啓発やごみの減量化・分別収集に関する学習会・説明会などを実施し、住民との共通理解の下、住民主体によるごみの減量化・分別収集を積極的に推進します。合併時点では、旧町地域ごとにごみ処理施設が異なり分別方法に差異があるため、広域再編を推進し、新市内での分別方法の統一化を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 環境保全やごみの減量化・分別収集の学習会・説明会の実施
- ◇ ごみの減量化・分別収集の促進
- ◇ ごみ処理施設の再編による分別方法の統一

② 地域住民による美しいまちづくりの推進

「循環」「共生」「参加」をキーワードに住民との協働による循環型社会の形成を図り、美しいまちづくりを推進します。また、炭や木酢の活用、ごみ処理施設、下水道処理施設などの環境学習の機会を拡充し、住民の主体的な環境保全活動を促進します。

ダイオキシン類などの汚染土壌（埋立焼却灰）の無害化処理を推進するとともに、住民、企業、行政と一体となり、包装紙の簡素化やマイバック持参、割り箸回収などの3R活動へ取り組みます。

水質汚染や不法投棄、農業廃棄物の焼却などに対して行政だけでなく民間業者を加えた監視体制の強化を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ ごみ・空き缶拾いなどのボランティア活動の実施
- ◇ 環境学習会の実施
- ◇ 3R活動の推進
- ◇ ダイオキシン無害化処理の推進
- ◇ 生ごみ処理機購入の推進
- ◇ 環境破壊に対する監視体制の強化
- ◇ 環境基本条例の制定の検討

③ 生活排水処理対策の充実

快適な生活と河川などの環境保全のため、市街地や農村地域などの地域特性に応じた生活排水処理対策を図ります。また、排水処理の未整備家庭への支援を行い、普及率の向上を図ります。

公共下水道事業については、地域特性や費用対効果などを十分考慮し、計画的な整備を進めるとと

もに、事業会計の健全運営を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 生活排水処理計画の策定
- ◇ 農業集落排水施設の整備の検討
- ◇ 合併処理浄化槽の設置の推進
- ◇ 公共下水道事業の健全運営

④ 新エネルギーや省エネルギーの普及促進

天然ガスや風力・太陽光などのクリーンエネルギーやバイオマスエネルギー（※）の啓発及び利用を促進するとともに、CO₂ 低排出車やハイブリッド車（※）などの普及を推進するなど、地球環境にやさしい循環型社会の構築に努めます。

また、廃食油のリサイクルや植物性油や動物性油を活用した代替燃料の開発・導入を検討します。

《主要施策の内容》

- ◇ アグリランドえい風力発電の活用
- ◇ えい中央温泉の天然ガスエンジンの活用
- ◇ CO₂ 低排出車・ハイブリッド車への更新
- ◇ 代替燃料の開発・導入の検討

※）バイオマスエネルギー：森林の樹木や落葉、麦わら、家畜の糞など、生物体を構成する有機物をエネルギー資源として利用すること。

※）ハイブリッド車：ガソリン・エンジンやディーゼル・エンジンなどの内燃機関と、電気モーターを搭載する自動車。

（2）水資源の確保

① 安全な水の安定供給

安全な水の安定供給を図るため、定期的な水質検査や水源涵養林の保全・育成による水質の保全を図るとともに、地域の需要にあった水源の確保に努めます。

水道料金については、水道事業の健全運営を図るため、財政状況に応じた料金体系を作成し、合併後5年目以降から早期統一を目指します。

《主要施策の内容》

- ◇ 水資源調査の実施
- ◇ 水質検査の実施や監視体制の強化
- ◇ 水源涵養林の保全・育成

- ◇ 水道料金の統一
- ◇ 上水道・簡易水道事業の健全運営

(3) 住環境の整備

① 住みよい住宅や宅地の整備

民間活力を積極的に活用し、地域の実情にあった良好な住宅・宅地の供給を図ります。また、誰もが利用しやすく、安心して暮らせるユニバーサルデザイン住宅の整備に努めます。

《主要施策の内容》

- ◇ PFI方式（※）などの民間活力による住宅整備や宅地開発
- ◇ 計画的な宅地分譲の実施
- ◇ ユニバーサルデザイン住宅の整備
- ◇ 崖地付近の住宅の移転の推進

※）PFI：「Private Finance Initiative」の略。国や自治体が行ってきた社会資本整備などの公共事業を、民間の資金やノウハウを活用して行う手法のこと。

② 定住促進対策の充実

住宅・宅地の供給をはじめ、住宅の建築・購入に対して助成を行うほか、空き家改修に対しての助成についても検討し、住居の確保に努めます。また、公営住宅などの入居情報を一元化し、宅地分譲などと併せて情報発信を行い、定住促進対策の充実を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 住宅建築・購入助成
- ◇ 入居情報・宅地分譲などの情報発信
- ◇ 空き家改修助成の検討

③ 公園の整備

健康づくりや子育て、高齢者の交流の場となるコミュニティ公園や水辺の公園の整備を進め、潤いとやすらぎの空間の創造に努めるとともに、地域住民自ら管理するなど、効率的な管理体制の確立を目指します。

《主要施策の内容》

- ◇ コミュニティ公園の整備
- ◇ 水辺の公園の整備

◇ 公園の維持管理体制の確立

(4) 消防・防災体制の充実

① 消防体制の充実と防災体制の確立

火災、地震、津波、風水害などの被害の防止及び軽減を図るため、治山・治水対策などを進めるとともに、常備消防、消防団、自主防災組織など地域住民と一体となった消防・防災体制の充実と確立に努め、災害発生時に迅速に対応できる体制づくりを図ります。

新市は、2つの消防組合に属することになることから、災害情報や指揮命令の伝達に混乱が生じないよう指揮命令系統の確立を図ります。また、消防組合の広域再編を推進します。

《主要施策の内容》

- ◇ 地域防災計画の策定
- ◇ 防災行政無線の整備
- ◇ 治山・治水・急傾斜対策事業の推進
- ◇ 自主防災組織の組織化・育成
- ◇ 消防団員の確保
- ◇ 消防団への指揮命令系統の確立
- ◇ 消防組合の広域再編の推進
- ◇ 防災・避難訓練の実施

(5) 交通安全・防犯対策の強化

① 交通安全対策の強化

歩道の整備や危険箇所などへの交通安全施設の整備を進めるとともに、子どもや高齢者を中心に交通安全教室や啓発活動を展開し、交通安全対策の強化を図ります。

飲酒運転の危険性・反社会性についての広報・啓発活動や警察・飲食店・交通安全団体などと連携した飲酒運転追放運動を実施し、飲酒運転の根絶を目指します。

《主要施策の内容》

- ◇ 通学路などの施設整備
- ◇ 交通安全運動の実施
- ◇ 交通安全教室や啓発活動の実施
- ◇ 飲酒運転の根絶

② 防犯体制の強化

安心して暮らせる地域社会をつくるため、防犯灯の設置を推進するとともに、地域住民，PTA，警察など関係機関が一体となった防犯体制の強化に努めます。

《主要施策の内容》

- ◇ 防犯灯設置の推進
- ◇ こどもの安全確保・声かけパトロールの推進
- ◇ 安心・安全まちづくり条例の制定
- ◇ あんしんメールの普及推進

4 いきいきと健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり 【保健・医療・福祉】

(1) 地域保健・医療の充実

① 健康づくりの推進

保健センターを核とした地域単位での健康相談や健康教室を開催するとともに、日常生活活動や趣味・レジャー、スポーツなどの身体活動、安心・安全な食材を活かした食生活の改善を推進し、ここからからだの健康づくりを推進します。

各種検診サービスや助成を実施するとともに、保健センターの有効活用や温泉・温泉プール施設などの機能拡充を図り、病気の予防に重点を置いた地域保健の充実を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 健康増進計画の策定
- ◇ 健康相談・健康づくり教室の開催
- ◇ 身体活動の推進
- ◇ 『食』からはじめる健康づくりの推進
- ◇ 温泉・温水プール施設などの機能拡充
- ◇ 検診サービスの充実や予防接種の推進
- ◇ 温泉施設利用料金負担の軽減
- ◇ 温泉施設への交通手段の確保
- ◇ 専門職員の確保・育成

② 医療体制の充実

医師会との連携のもと、救急医療や休日・夜間医療体制の充実を図ります。また、市内では、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、産科婦人科などの診療科目の病院が不足していることから、専門病院・大型総合病院の誘致活動に努めます。

《主要施策の内容》

- ◇ 当番医制の充実
- ◇ 救急医療体制の充実
- ◇ 病院誘致の推進

(2) 子育て支援体制の強化

① 子育て支援体制の強化

子育てに関する育児・親子教室の開催や子育て相談窓口の開設、新生児・乳幼児の訪問指導の充実、均衡ある子育て支援センターの設置、子育てサークルの育成・支援など、子育てしやすい環境の整備

と支援体制の強化を図ります。また、出生祝金の支給や乳幼児医療費助成を行うなど経済的な面からも支援を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 子育てに関する各種教室・検診の実施
- ◇ 新生児・乳幼児の訪問指導の充実
- ◇ 子育て相談窓口の設置
- ◇ 地域拠点ごとの子育て支援センターの設置
- ◇ 子育てサークルの育成・支援
- ◇ 公共施設への保育室などの設置
- ◇ 乳幼児医療費助成事業
- ◇ 出生祝金の支給
- ◇ 専門職員の確保・育成

② 保育サービスの充実

仕事や子育ての両立支援など多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、一時保育、学童保育及び施設整備などによる保育サービスの充実を図ります。

《主要施策の概要》

- ◇ 延長保育、一時保育の充実
- ◇ 学童保育の充実
- ◇ 保育施設の整備

(3) 高齢者福祉の充実

① 生きがいづくりの推進

高齢者が長年の経験の中で培ってきた知識や技能を活かして、社会の重要な一員として積極的に社会参加し、健康で生きがいのある生活がおくれるよう交流活動や就労活動の場を提供し、生涯現役社会の構築を目指します。

《主要施策の内容》

- ◇ 老人クラブ活動の促進
- ◇ 園児や児童たちとの交流の推進
- ◇ 生涯学習・生涯スポーツの推進
- ◇ シルバー人材センターの活用
- ◇ 「茶楽里」などの雇用の場の提供
- ◇ 経験を活かした農産加工品の開発・販売の促進

◇ 生涯現役社会の構築

② 介護予防・生活支援の推進

高齢者が自立した生活を維持し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括支援センターを核として、介護予防事業・包括的支援事業をはじめ、地域の実情に応じた独自の事業を推進するとともに、寝たきりや一人暮らしの高齢者などに対する生活支援サービスの充実を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 介護予防事業・包括的支援事業の推進
- ◇ 地域独自の自立支援事業の推進
- ◇ 地域包括支援センターの機能充実
- ◇ 専門職員の確保・育成

③ 在宅介護への支援強化

要介護者などが自立した生活を確保するために必要な支援及び家族介護者の身体的・経済的な負担軽減のための支援対策の充実を図ります。また、複雑な制度に対する理解向上のための勉強会・説明会の実施やパンフレットなどを活用した広報活動を徹底するとともに、相談窓口を設置し、介護サービスの利用の促進を図ります。さらに、NPO 法人（※）や福祉団体などと連携した新たな介護支援体制の組織化を検討します。

在宅介護支援センターについては、これまで実施していた相談・支援、情報提供の機能を活かしながら、地域包括支援センターとの連携を図りつつ、地域の高齢者に身近な相談窓口としての機能活用を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 多様な介護サービスの充実
- ◇ 地域包括支援センターの機能充実
- ◇ 在宅介護支援センターの活用
- ◇ 高齢者への訪問活動の充実
- ◇ 新たな介護支援体制の検討
- ◇ 勉強会・説明会の実施
- ◇ 相談窓口の設置
- ◇ 専門職員の確保・育成

※）NPO：「Non-Profit Organization」の略。様々な非営利活動を行う非政府、民間の組織であり、通常民間非営利組織と呼ばれています。会社など営利企業とは違い、利益を関係者に分配することが事実上できないような組織のこと。

(4) 地域福祉社会の構築

① 地域福祉活動の推進

地域住民の福祉に対する理解と関心を高め、だれもがいきいきと暮らせる社会を実現するため、さまざまな広報・啓発活動や学習活動、交流活動を通して心のバリアフリーを推進し、高齢者や障害者などの自立と社会参加を促進します。また、民生委員・児童委員や在宅福祉アドバイザーなどの効率的な組織化を行い、独居老人宅への訪問活動の充実を図ります。

さらに、社会福祉協議会を統合し体制を強化するとともに、福祉団体や民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、NPO、自治会などのネットワーク化を図り、みんなで支え合う地域福祉社会の構築を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 心のバリアフリーの推進
- ◇ 地域福祉活動を担う人材の育成確保
- ◇ 民生委員・児童委員・在宅福祉アドバイザーなどの効率的な組織化
- ◇ 独居老人宅への訪問活動の充実
- ◇ 福祉団体、ボランティア団体、NPO の育成・支援
- ◇ 社会福祉協議会の統合・体制強化
- ◇ 地域福祉計画の策定

② 障害者（児）福祉の充実

障害者（児）などに対する相談体制及び生活支援の充実に努め、福祉作業所などでの雇用を促進し、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

《主要事業の内容》

- ◇ 相談体制の充実
- ◇ 生活支援の充実
- ◇ 障害児保育の充実
- ◇ 福祉作業所などでの雇用促進

③ 母子寡婦・父子福祉の充実

生活の安定を図るため、子育て支援、生活支援、就学支援など社会的・経済的な自立の支援を図ります。

《主要事業の内容》

- ◇ 児童扶養手当の支給
- ◇ 医療費助成

◇ 相談窓口の設置

④ 福祉事務所の設置

市制施行に伴う福祉事務所を設置するとともに、生活保護に関する新たな業務への対応を図ります。

《主要事業の内容》

◇ 生活保護事業

⑤ 福祉施設・公共施設の機能充実

福祉施設・公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を計画的に進め、だれもが利用しやすく、さまざまな世代の人々が触れ合うことができる施設運営・施設整備を図ります。

《主要事業の内容》

◇ 福祉施設・公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

◇ 利用しやすい施設運営・施設整備

(1) 学校教育の充実

① 郷土学習・平和学習の充実

郷土の歴史・文化、伝統、自然などを活かした郷土学習を充実し、郷土を理解し、誇りと愛着を育む教育を推進します。

また、知覧特攻平和会館や“命や平和をテーマとしたスピーチコンテスト”などを通じて、平和の大切さや命の尊さについて考え・学ぶ平和学習の充実を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 郷土学習の充実
- ◇ 地域活動への参加の促進
- ◇ 平和学習の充実

② こころの教育の推進

家庭・学校・職場・地域等が一体となって、道徳教育をはじめ、さまざま交流教育やボランティア活動に取り組み、「こころの教育」を推進し、“いのちの大切さ”や“人を思いやる心”をもった心豊かな人づくりに努めます。

また、いじめや不登校などの問題に適切に対処するため、ひとりひとりを大切にする教育を進めるとともに、心の教室相談員・スクールカウンセラー・教育相談員を配置するなどの教育相談対策に徹底して取り組みます。

《主要施策の内容》

- ◇ 道徳教育・交流教育の推進
- ◇ 心の教室相談員・スクールカウンセラーなどの配置
- ◇ 教育相談対策の徹底

③ 地域の特色を活かした教育の推進

豊かな自然や豊富な農産物などの地域の特色を活かした“食農教育”を充実させ、健全なこころとからだを育むとともに、地域の食材を活かした学校給食の充実を図ります。

また、小規模校については、小規模校のメリットを活かした学校教育を推進し、特認校制度や山村留学制度を活用し、存続に努めます。

《主要施策の内容》

- ◇ 食農教育の充実
- ◇ 体験学習の推進

- ◇ 学校給食の充実
- ◇ 特認校制度の推進
- ◇ 山村留学制度の推進

④ 学校教育施設の整備

老朽化が進む学校教育関連施設の耐力度調査，耐震診断などを実施し，計画的な修繕・改修を行い，安心・安全な教育施設の整備を図ります。

また，教育内容・方法の多様化による新たな教育機器の整備・充実を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 耐力度調査・耐震診断の実施
- ◇ 校舎・体育館などの改修
- ◇ 校庭の整備
- ◇ 教育機器の整備・充実

⑤ 准看護学校の充実

高齢化社会の進展の中で，高度化する医療に対応できる准看護師を育成するため，教育設備の充実を図り，講師の確保など教育基盤の整備を促進するとともに，各中学校・高校との連携により生徒の確保に努めます。

《主要施策の内容》

- ◇ 教育設備の充実
- ◇ 講師・生徒の確保

(2) 社会教育の充実

① 家庭教育の推進

“教育の原点は家庭である”という自覚，望ましい家庭の絆を中心とする家庭教育のあり方について学習講座などを実施し，家庭の教育力の充実・向上を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 家庭教育講座の実施
- ◇ ボランティア活動の推進

② 幼児教育の推進

乳幼児からの教育の重要性を認識し、育児・親子教室の実施、子育て支援サークルの充実を図り、保護者による子育ての支援を推進します。

また、幼稚園・保育園の保育サービスの充実を図るとともに、小学校との連携による教育内容の充実を図ります。さらに、ブックスタート事業の推進や知育玩具、英会話、スイミングスクールなどによる幼児教育の推進を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 育児・親子教室などの実施
- ◇ 乳幼児相談窓口の設置
- ◇ 保育サービス・教育内容の充実
- ◇ 幼児向け自主文化事業の推進
- ◇ ブックスタート事業の推進

③ 心豊かな青少年の育成

健全で心豊かな人間性を育むために、家庭教育・学校教育はもとより、自治会活動やスポーツ少年団活動などの地域内での世代間交流をはじめ、さまざまな青少年活動を促進・啓発しながら、家庭を中心に学校や職場、地域等が一体となり、地域ぐるみの青少年育成に努めます。

また、国内外との交流事業を通して、自然や他地域の人々との交流を促進し、青少年の健全育成を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 世代間交流の推進
- ◇ 地域ぐるみの青少年育成の推進
- ◇ 青少年交流事業の推進
- ◇ 見回りパトロールの実施

(3) 生涯学習の推進

① 生涯学習推進体制の構築

豊かな自然・文化・歴史・農産物などの学習資源を活かし、年代ごとに対応した生涯学習講座メニューの充実を図ります。また、技能や知識に秀でた高齢者やボランティア団体などとの連携を図り、それらの生涯学習機会が住民に身近な地区公民館などで実施できる体制づくりを促進します。

生涯学習フェアなどを開催し、学習成果の発表機会を充実し、地域社会に還元できるような環境づくりを進めます。

《主要施策の内容》

- ◇ 生涯学習講座メニューの充実
- ◇ 指導者の人材確保・育成
- ◇ ボランティア団体の育成・支援
- ◇ 生涯学習フェア・文化祭の実施
- ◇ 出前講座などの充実

② 生涯スポーツの推進

市民が心身ともに健康で豊かな生活をおくる生涯スポーツ社会の実現を目指し、スポーツ・レクリエーション活動や健康づくりへの参加を啓発し、スポーツクラブの育成や地域の特色あるスポーツイベントの充実を図ります。また、イベントを通しての市民の交流促進や地域に根ざしたスポーツクラブの育成を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ スポーツ教室の実施
- ◇ 市民体育大会の実施
- ◇ スポーツイベントの実施・誘致
- ◇ 各種スポーツ大会の充実

③ 生涯学習関連施設の整備

住民がいつでも身近な場所で生涯学習や生涯スポーツを楽しめるよう、スポーツ施設の整備や各校区（地区）公民館の整備・機能充実に努めます。また、図書館や資料館などの整備・機能の充実を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 運動公園や体育館などの施設整備・機能充実
- ◇ 各校区（地区）公民館の整備・機能充実
- ◇ 図書館、資料館などの整備・充実

（４）地域文化の振興

① 文化財の保護・活用

文化財の適正な保存・継承に努めるとともに、伝統芸能や伝統行事などの保存・伝承活動に対する支援体制の充実を図ります。また、貴重な文化財を地域教育の教材として、資料館などを活用した学習機会の充実を図るとともに、文化財保護の普及・啓発活動を推進します。

《主要施策の内容》

- ◇ 文化財の保存・伝承活動への支援強化
- ◇ 重要史跡などの整備
- ◇ 資料館などの展示内容の充実
- ◇ 資料館などを活用した学習機会の充実
- ◇ 文化財保護の普及・啓発活動の推進

② 文化活動の推進

多様な文化芸術に触れる機会の提供や文化活動への参画・支援を行うとともに、文化会館などの機能充実を図り、利便性向上に努めます。

《主要施策の内容》

- ◇ 参加体験・学習体験の機会の提供
- ◇ 自主文化事業の推進
- ◇ 芸術鑑賞事業の推進
- ◇ 文化関連団体への活動支援
- ◇ 文化施設などの機能充実

(5) 交流活動の促進

① 地域内交流の推進

生産組織やボランティア団体をはじめ、公共的団体などのさまざまな団体の交流を推進・支援するとともに、新市内のそれぞれの地域で行われる行事やイベントなどへの住民参加を促進し、互いの情報、人的交流を図り、新市の一体感の醸成に努めます。

《主要施策の内容》

- ◇ 行事・イベントへの参加促進
- ◇ 各種団体の交流促進

② 国内・国際交流の推進

国内外のさまざまな地域や人々との交流を通して、優れた人材の育成を図るとともに、国際協力に対する理解を深め、国際性豊かな人材の育成に努めます。

《主要施策の内容》

- ◇ 姉妹都市などとの交流事業の推進
- ◇ 青少年交流事業の推進

6 協働による住民主役の個性的なまちづくり 【コミュニティ・行財政】

(1) 地域コミュニティの充実

① 地域自治組織の機能強化

地域コミュニティの基本となる自治会が行う活動への支援の充実や活動拠点となる自治会公民館の施設整備・充実を図り、リーダーとなる人材育成などに取り組み、活力ある地域づくりに努めます。また、過疎化などによって自治会組織がなされていない地域については、住民同士の話し合いによる住民主体の再編を支援します。

校区（地区）公民館については、住民との話し合いを進め、小学校区を基本とした再編を行い、校区（地区）公民館と自治会との関係を強化し、地域ニーズや利便性にかなった地域社会の構築を目指します。

《主要施策の内容》

- ◇ 地域コミュニティ活動奨励金の創設
- ◇ リーダーとなる人材育成
- ◇ 自治会再編への支援
- ◇ 校区（地区）公民館の再編と自治会との関係強化
- ◇ 自治公民館の建設・改修補助
- ◇ 自治会放送施設整備補助

② ボランティア団体などの活動支援

まちづくり活動の担い手として自主的な活動を行うボランティア団体や NPO 法人に対して、情報提供や活動の場を提供し、行政と一体となった取り組みを行うとともに、活動に必要な支援策の検討を行います。

《主要施策の内容》

- ◇ ボランティア団体などに対する情報提供や活動の場の提供
- ◇ ボランティア団体などの育成・支援

(2) 開かれた行政と住民参画体制の確立

① 開かれた行政の推進

個人情報保護のもと、情報公開制度の拡充による開かれた行政を目指し、広報誌やホームページなどの多様な手段による広報活動を進めるとともに、地域審議会の設置、パブリックコメント（※）などの広聴手段の充実を図り、住民と行政のパートナーシップの確立に努めます。

《主要施策の内容》

- ◇ 広報誌の充実
- ◇ 地域説明会の開催
- ◇ アンケート調査の実施
- ◇ 地域審議会の設置
- ◇ パブリックコメントの実施
- ◇ 市長への手紙の実施
- ◇ 意見箱などの設置
- ◇ 行財政改革推進委員会の設置

※) パブリックコメント：生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画、条例等を立案する過程でこれらの案の趣旨、内容等を市民の皆様等に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

② 協働によるまちづくりの推進

住民との協働によるまちづくりを進めるため、住民と行政との協働作業により“市民参画条例”の制定を検討します。また、各種計画策定の際には、審議会などへの公募委員の設置、ワークショップ（※）などを開催し、積極的な住民参画を図ります。

さらに、施策効果や住民意向を把握する手段として行政評価制度の導入や企画立案から住民が参画できる住民の声を活かしたまちづくり体制の構築に努めます。

地域のシンクタンク的な役割を担う組織として“南九州市市民会議（仮称）”の設置を検討します。

《主要事業の内容》

- ◇ 住民参画条例の制定の検討
- ◇ 審議会・委員会の公募委員の設置
- ◇ 行政評価制度の導入
- ◇ 協働による事業化の推進
- ◇ “南九州市市民会議（仮称）”の設置

※) ワークショップ：もともとの意味は、「職場」、「作業場」、「工房」など、共同で何かを作る場所の意味であり、この場合は、住民や専門家、行政などの参加者がみんなで意見を出したり作業したりしながら、あるテーマについて考え、合意形成に導こうという場のこと。

(3) 男女共同参画社会の実現

① 男女共同参画社会への取組み

男女が、互いにその人権を尊重し、性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画し、喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的な取組みを進めます。

また、家事や介護、地域社会活動へ男女がともに参画できる社会を目指し、意識改革、雰囲気づくりの広報、啓発活動を推進します。

《主要施策の内容》

- ◇ 男女共同参画条例の制定
- ◇ 男女共同参画基本計画の策定
- ◇ 男女共同参画に係る広報・啓発
- ◇ 各種委員会・審議会などへの女性の登用

(4) 効率的な行政運営の推進

① 行政組織の効率化及び行政サービスの充実

本庁・支所の機能分担を明確化し、管理部門を中心に合理化による行政組織の効率化を進め、各支所については、管理部門以外の機能をそのまま残す総合支所方式の採用により、行政サービスの維持・充実を図ります。また、行政組織の効率化を進める一方、重点施策の円滑な運営を図るため、新たな課の設置や専門職員の採用、地域の実情に合った対策を図ります。

庁舎の増改築や駐車場整備などについては、既存施設の有効活用を図りながら、効率的な行政運営と行政サービスの充実のため必要な場合に限り、整備を行います。

《主要施策の内容》

- ◇ 支所機能の充実
- ◇ 窓口サービスの充実
- ◇ 新たな課体制の設置
- ◇ 職員研修の実施による職員の資質向上
- ◇ 専門職員の採用・育成
- ◇ 庁舎の増改築・駐車場の整備

② 電子自治体の構築

住民サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、本庁・支所・出張所など公共施設間の情報ネットワークの構築やテレビ会議システムなどの導入を図ります。

また、電子申請や公共施設の電子予約システムの導入、メールマガジン（※）の実施などを検討します。

《主要施策の内容》

- ◇ 公共施設間の情報ネットワーク化
- ◇ 電子決裁・テレビ会議システムの導入
- ◇ 電子申請・公共施設の電子予約システムの導入

◇ メールマガジンの実施の検討

※) メールマガジン：電子メールを利用して発行される雑誌。発行者が購読者に定期的にメールで情報を届けるシステムのこと。

③ 公共施設の管理・運営

公共施設の管理・運営については、民間事業者、ボランティア、地域団体などの連携を図りながら、民間活力の積極的な導入を図ります。

《主要施策の内容》

- ◇ 指定管理者制度の導入
- ◇ 民間移管の検討

(5) 健全な財政運営の推進

① 財政運営の健全化

中・長期的な視点に立った財政計画の策定や、貸借対照表の作成など、より透明性が高く、効率的な財政運営に努めます。また、施策に伴う事業の実施にあたっては、地域性や市内の均衡ある発展に十分考慮し、財政運営の健全化を図りながら、施策の効果や市民の満足度などを反映した行財政運営を目指します。

公共施設の整備にあたっては、PFI 事業の導入の検討や住民の意向、費用対効果を十分勘案した上で実施します。

《主要施策の内容》

- ◇ 中・長期財政収支計画の策定
- ◇ 財産の有効活用
- ◇ バランスシート（※）の作成
- ◇ 自主財源の確保
- ◇ 応益・応能負担の原則に基づく使用料・手数料の適正化

※) バランスシート：貸借対照表のことで、一定時点で住民の財産として地方公共団体が保有する財産、またその財産を形成するのに要した財源などのストックの状況、すなわちどこから資金を調達し、どんな財産や借金を残したかという状況を総合的に対照表示した一覧表のこと。

第6章 新市における県事業の推進

1 鹿児島県の役割

鹿児島県は、新市の円滑な運営の確保と新市全体の均衡ある発展のため、基盤整備をはじめ、生活環境や産業振興などの新市のまちづくりに資する県事業を推進し、新市が南薩地域の拠点都市として発展するよう支援します。

また、平成18年3月に策定した「鹿児島県新市町村合併支援プラン」に基づき、財政支援・人的支援・事業支援等を行い、新市のまちづくりを総合的に支援します。

2 新市における県事業

鹿児島県は、新市の施策と連携しながら、次に掲載する事業を実施していくことなどにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。

【 県事業一覧 】

分野	項目	事業名
産業経済	農業の振興	革新的葉たばこ作経営実証事業 農業・農村活性化推進施設等整備事業 経営構造対策事業 中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等直接支払推進交付金 環境にやさしい農業総合推進事業 新規就農・就業支援システム推進事業 農村シニア能力活用促進事業 認定農業者等担い手育成対策事業 認定農業者利用調整推進事業 集落営農育成活動支援事業 稲作生産システム確立推進事業 輸入野菜対応産地育成事業 サンライズかごしま茶産地総合整備事業 さつまいも産地活性化推進事業 さつまいも産地活性化実践事業 畑地帯総合整備事業 県営基幹水利施設補修事業 基幹水利施設管理事業 国営造成施設管理体制整備促進事業 経営体育成基盤整備事業 元気な地域づくり交付金 中山間地域総合整備事業 農地・水・環境保全向上対策支援事業

分野	項 目	事 業 名
産 業 経 済		農地・水・環境保全向上営農活動支援事業 農免農道整備事業 一般農道整備事業 広域営農団地農道整備事業 県営農業用河川工作物応急対策事業 県営地域ぐるみため池再編総合整備事業 県営シラス対策事業 土砂崩壊防止事業
	畜産業の振興	資源リサイクル畜産環境整備事業
	林業の振興	木のあふれる街づくり事業 地域森林管理システム確立事業 森林整備地域活動支援交付金 森林整備地域活動支援推進交付金 間伐等森林環境整備事業 有害鳥獣捕獲事業 造林補助事業 松くい虫被害防止対策事業
	水産業の振興	豊かな海づくり広域連携事業 海岸環境整備事業
社会 基盤	道路・交通体系の整備	道路改築事業 地方特定道路整備事業 県単道路整備事業 通学路等交通安全対策事業
	市街地の整備	ふれあいとゆとりの道づくり事業
生活 環境	住環境の整備	リバーフロント整備事業
	消防・防災体制の充実	県営治山事業 総合流域防災事業 県単急傾斜地崩壊対策事業 火山砂防事業 通常砂防事業
	交通安全・防犯体制の強化	県単交通安全施設整備事業
保健 ・医療 ・福祉	子育て支援体制の強化	乳幼児医療費助成事業 かごしますこやか保育促進事業
	地域福祉社会の構築	重度心身障害者医療費助成事業 ひとり親家庭医療費助成事業 在宅福祉アドバイザー活動促進事業

第 7 章 公共施設の適正配置と整備

1 基本的な考え方

新市における公共的施設の適正配置と整備については、これまでの住民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性に十分配慮するとともに、既存施設の有効活用を図りながら、地域の特性や地域間のバランス、新市の財政事情などを総合的に考慮した上で、計画的に実施していくことを基本とします。

また、公共的施設の整備・管理については、PFI 事業や指定管理者制度の導入を検討し、民間事業者や NPO 法人などの民間活力を活用するとともに、地域住民・住民自治組織への委託など、効率的な管理運営を実施することとします。

2 庁舎整備

新市においては、現知覧町役場を新市の事務所の位置とし、穎娃町、知覧町及び川辺町のそれぞれの現庁舎は、現在の行政機能をそのまま残す総合支所として必要な機能の整備・充実を図り、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

また、知覧町の南部出張所は、現在の業務をそのまま引き継ぎますが、合併後 5 年以内に廃止とします。

なお、新庁舎建設については、建設場所や財政事情などから現庁舎などの既存施設の有効活用を図り、当分の間は建設しないこととします。

第8章 財政計画

新市の財政計画は、平成 19 年度から平成 29 年度までの 11 年間について、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績や人口推移などを勘案して推計し、普通会計ベースで策定したものです。

策定においては、合併後の 10 年間及びそれ以降も新市の健全な財政運営を堅持することを前提としているほか、国・県の財政支援措置を考慮しています。

1 歳入

(1) 地方税

住民税は、平成 17 年度決算額に人口の伸び率の 1/2 を乗じて推計しています。その他の税は、平成 15～17 年度決算額の平均値で推移するとしています。さらに、所得譲与税の影響も考慮しています。

(2) 地方譲与税

所得譲与税の影響を考慮し、平成 15 年度決算額で推移するとしています。

(3) 利子割交付金

平成 17 年度決算額で推移するとしています。

(4) 配当割交付金

平成 17 年度決算額で推移するとしています。

(5) 株式等譲渡所得割交付金

平成 17 年度決算額で推移するとしています。

(6) 地方消費税交付金

平成 17 年度決算額で推移するとしています。

(7) ゴルフ場利用税交付金

平成 17 年度決算額を基本とし、税率引き下げによる影響を考慮して推計しています。

(8) 自動車取得税交付金

平成 17 年度決算額で推移するとしています。

(9) 地方特例交付金

平成 18 年度の推計額に、平成 19 年度から廃止される減税補てん特例金とその経過措置として特別交付金の影響を考慮しています。

(10) 地方交付税

平成 22 年度まで 3% ずつ減額し、普通交付税の算定の特例（合併算定替）及び合併直後の臨時的経費に係る措置額や特別交付税の措置額を考慮し推計しています。さらに、生活保護費の 25% を加算しています。

（11）交通安全対策特別交付金

平成 17 年度決算額で推移するとしています。

（12）分担金・負担金

平成 17 年度決算額で推移するとしています。

（13）使用料・手数料

平成 17 年度決算額で推移するとしています。

（14）国庫支出金

平成 22 年度までは 1% ずつ減額し、当該年度と平成 17 年度決算額の扶助費の差の 50% を加算しています。さらに、生活保護費の 75% を毎年度加算しています。

普通建設事業費に対する財源内訳に対応させています。

（15）県支出金

平成 22 年度までは 1% ずつ減額し、当該年度と平成 17 年度決算額の扶助費の差の 15% を加算しています。さらに、県の財政支援措置を加算しています。

普通建設事業費に対する財源内訳に対応させています。

（16）財産収入

平成 17 年度決算額で推移するとしています。

（17）繰入金

必要に応じて財政調整基金から繰り入れることとします。

（18）諸収入

平成 17 年度決算額で推移するとしています。

（19）地方債

普通建設事業費に対する財源内訳に対応し、推計しています。

2 歳出

(1) 人件費

合併後の退職者の補充の抑制などによる一般職員の減及び合併による特別職・議会議員などの減を見込んで推計しています。さらに、一般職員の人件費単価を平成 22 年度まで 1%ずつ減額させています。

(2) 扶助費

平成 17 年度決算額で推移するものとしています。また、市制施行に伴い、生活保護費を加算しています。

(3) 公債費

合併の前年度までの借入に伴う償還額に、合併後の新たな地方債の借入に伴う償還額を見込んで推計しています。

(4) 物件費

類似団体を参考に、合併による削減効果として、平成 28 年度まで毎年度 2%の削減を見込んで推計しています。

(5) 維持補修費

平成 17 年度決算額で推移するとしています。

(6) 補助費等

一部事務組合負担金を除くその他の補助費等について、平成 28 年度まで毎年度 1%の削減を見込んで推計しています。

(7) 積立金

単年度収支が黒字になった場合、後年度の財政運営のために、基金に積み立てるものとしています。

(8) 繰出金

平成 17 年度決算額に、平成 27 年度まで毎年度 1%ずつ増加するとして推計しています。

(9) 普通建設事業費

合併新市基本計画に基づき財政収支上、実施可能な事業費を年度ごとに見込んで推計しています。

【財政計画表】

(単位：百万円)

歳入の状況	H19年度 0年目	H20年度 1年目	H21年度 2年目	H22年度 3年目	H23年度 4年目	H24年度 5年目	H25年度 6年目	H26年度 7年目	H27年度 8年目	H28年度 9年目	H29年度 10年目
地方税	3,541	3,535	3,528	3,521	3,514	3,508	3,502	3,495	3,488	3,481	3,475
地方譲与税	418	418	418	418	418	418	418	418	418	418	418
利子割交付金	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
配当割交付金	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
株式等譲渡所得割交付金	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
地方消費税交付金	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380
ゴルフ場利用税交付金	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
自動車取得税交付金	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
地方特例交付金	37	37	37	19	19	19	19	19	19	19	19
地方交付税	8,205	7,765	7,571	7,228	7,170	7,075	7,031	7,022	6,910	6,742	6,608
交通安全対策特別交付金	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
分担金・負担金	412	412	412	412	412	412	412	412	412	412	412
使用料・手数料	707	707	707	707	707	707	707	707	707	707	707
国庫支出金	1,246	1,624	1,616	1,608	1,593	1,602	1,593	1,578	1,563	1,547	1,532
県支出金	1,559	1,582	1,573	1,564	1,544	1,496	1,484	1,464	1,444	1,424	1,404
財産収入	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137
繰入金	0	102	189	181	48	60	0	0	0	0	0
諸収入	278	278	278	278	278	278	278	278	278	278	278
地方債	1,766	1,823	1,823	1,823	1,788	1,709	1,688	1,653	1,618	1,583	1,548
歳入合計	18,859	18,973	18,842	18,449	18,181	17,974	17,822	17,736	17,547	17,301	17,091

(単位：百万円)

歳出の状況	H19年度 0年目	H20年度 1年目	H21年度 2年目	H22年度 3年目	H23年度 4年目	H24年度 5年目	H25年度 6年目	H26年度 7年目	H27年度 8年目	H28年度 9年目	H29年度 10年目
人件費	3,869	3,790	3,720	3,643	3,593	3,565	3,522	3,487	3,459	3,395	3,352
扶助費	2,008	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491	2,491
公債費	3,139	3,093	3,065	2,781	2,693	2,543	2,536	2,521	2,438	2,364	2,348
物件費	2,434	2,385	2,337	2,290	2,245	2,200	2,156	2,113	2,070	2,029	2,029
維持補修費	313	313	313	313	313	313	313	313	313	313	313
補助費等	1,681	1,673	1,665	1,658	1,650	1,643	1,636	1,628	1,621	1,614	1,614
積立金	23	0	0	0	0	0	26	118	166	206	155
繰出金	2,206	2,228	2,251	2,273	2,296	2,319	2,342	2,365	2,389	2,389	2,389
普通建設事業費	3,186	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900	2,800	2,700	2,600	2,500	2,400
歳出合計	18,859	18,973	18,842	18,449	18,181	17,974	17,822	17,736	17,547	17,301	17,091

◎ 財政調整基金の状況

(単位：百万円)

基金残高	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
基金残高	1,501	1,399	1,210	1,029	981	921	947	1,065	1,231	1,437	1,592
積立額	23	0	0	0	0	0	26	118	166	206	155
取崩額	0	102	189	181	48	60	0	0	0	0	0